

# 第3次一宮市環境基本計画 素案

令和 年 月  
一宮市



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	4
3 計画の位置づけ及び計画の役割.....	5
4 計画の期間 .....	7
5 計画の対象地域 .....	7
6 計画の担い手と役割 .....	7
<b>第2章 一宮市の現況</b> .....	8
1 位置・地勢 .....	8
2 気候 .....	9
3 人口 .....	10
4 土地利用 .....	10
5 産業 .....	11
6 交通 .....	12
7 温室効果ガス .....	13
8 ごみ排出量 .....	14
<b>第3章 計画の目指すもの</b> .....	15
1 環境像 .....	15
2 環境目標 .....	16

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>19</b>
1 施策の体系 .....	19
2 施策 .....	20
環境目標 1 脱炭素社会の実現 .....	20
環境目標 2 人と自然との共生 .....	30
環境目標 3 安全で健康、快適な生活環境の確保 .....	37
環境目標 4 循環型社会の構築 .....	45
環境目標 5 環境意識の向上 .....	53
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>61</b>
1 計画の推進体制 .....	61
2 計画の進行管理 .....	62
<b>第6章 参考資料</b> .....	<b>64</b>
1 計画の策定経過 .....	64
2 一宮市環境基本条例 .....	64
3 用語説明 .....	70

本文中に\*がある語句については、70 ページ以降に用語の説明があります。

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

本市では、2004（平成16）年3月に、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念などを定めた「一宮市環境基本条例」を制定し、同年4月に、環境の保全等に関する長期的な目標、施策、行動指針等について定めた「一宮市環境基本計画」を策定しました。その後2014（平成26）年3月に改定を行い、市民、事業者とともに、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、「地球温暖化」が著しく進行しています。「地球温暖化」とは、産業革命（1750～1800年）以降における化石燃料\*等の使用、土地利用の変化などにより、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス\*の大気中濃度が著しく高くなり、地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化が進行することによって、気温や降水量、風といった大気の平均的な状態が変動する気候変動\*につながり、海面の上昇や異常気象の頻発、自然生態系や生活環境、農業への影響などが懸念されます。

こうした状況の中、2015（平成27）年9月の国連総会において、複数の課題の統合的解決を目指すSDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。同年12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。

その他にも、マイクロプラスチック\*を含む海洋ごみによる海洋汚染などが深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた人体や生態系への影響も懸念されています。

これらの国際的な潮流を踏まえ、国は、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を策定しました。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏\*」の創造等の達成に向け、SDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。SDGsの考え方は、2021（令和3）年2月に策定された「第5次愛知県環境基本計画」にも取り入れられています。

また、2021（令和3）年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC\*）第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）において「人間活動によって温暖化が起きていることは疑う余地がない」と報告されるなど、気候変動への対策が急務となっています。

加えて、2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議第二部（COP15 第二部）では、COP10の「愛知目

標」を引き継ぐ 2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。そこで国は、2023（令和 5）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。

こうした中、本市では、「2050 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・市（行政）が協働し、一体となって脱炭素社会\*の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことを決意し、2023（令和 5）年 2 月 27 日に「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言しました。

このような環境に関する社会情勢の変化の中、前計画の計画期間が 2023（令和 5）年度で最終年度を迎えることから、新たな課題に対応していくため、新しい計画を策定するものです。

## 国内外の動向

### ①国際的な動向

2010（平成 22）年 10 月	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催 戦略計画 2011-2020 と愛知目標（個別目標）の採択
2015（平成 27）年 9 月	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）の採択
2015（平成 27）年 11～12 月	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）の開催
2015（平成 27）年 12 月	パリ協定の採択
2018（平成 30）年 10 月	国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）1.5℃特別報告書の公表
2019（令和元）年 6 月	G20（金融・世界経済に関する首脳会合）大阪サミットの開催 G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組の採択
2021（令和 3）年 10 月	生物多様性条約第 15 回締約国会議第一部（COP15 第一部）の開催
2021（令和 3）年 10～11 月	気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）の開催
2021（令和 3）年 11 月	グラスゴー気候合意及びパリ協定の実施指針（ルールブック）の採択
2022（令和 4）年 12 月	生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部（COP15 第二部）の開催 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択

## ②国の動向

1998（平成10）年10月	地球温暖化対策推進法の制定
2008（平成20）年6月	生物多様性基本法の制定
2010（平成22）年12月	生物多様性地域連携促進法の制定
2016（平成28）年5月	地球温暖化対策計画の策定
2018（平成30）年4月	第五次環境基本計画の策定
2018（平成30）年6月	気候変動適応法の制定
2018（平成30）年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画の策定
2018（平成30）年11月	気候変動適応計画の策定
2020（令和2）年6月	気候危機宣言（環境省）
2020（令和2）年10月	2050年カーボンニュートラル宣言
2021（令和3）年6月	地球温暖化対策推進法の改正
2021（令和3）年10月	地球温暖化対策計画の改定
	気候変動適応計画の改定
2023（令和5）年3月	生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定

## ③県の動向

2018（平成30）年2月	あいち地球温暖化防止戦略 2030 の策定
2018（平成30）年10月	愛知県地球温暖化対策推進条例の制定
2019（平成31）年2月	愛知県 SDGs 未来都市計画（第1期）の策定
2021（令和3）年2月	あいち生物多様性戦略 2030 の策定
2021（令和3）年2月	第5次愛知県環境基本計画の策定
2021（令和3）年3月	2021年度 電力・エネルギー政策パッケージの策定
2022（令和4）年2月	愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画） （2022年度～2026年度）の策定
2022（令和4）年3月	愛知県 SDGs 未来都市計画（第2期）の策定
2022（令和4）年12月	あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版） ～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～の策定
	愛知県気候変動適応計画
	～あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）別冊～の策定
	ゼロカーボンシティ宣言

## 2 計画の目的

本計画は、「一宮市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 【一宮市環境基本条例（抜粋）】

（環境基本計画の策定及び変更）

**第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する施策
- (3) 環境の保全等に関する行動指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

### 3 計画の位置づけ及び計画の役割

本計画は、「一宮市環境基本条例」の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第7次一宮市総合計画」との整合性を図るとともに、本市の関連計画と整合・連携させることにより、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけます。また、「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものです。

#### 【一宮市環境基本条例（抜粋）】

（基本理念）

**第3条** 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

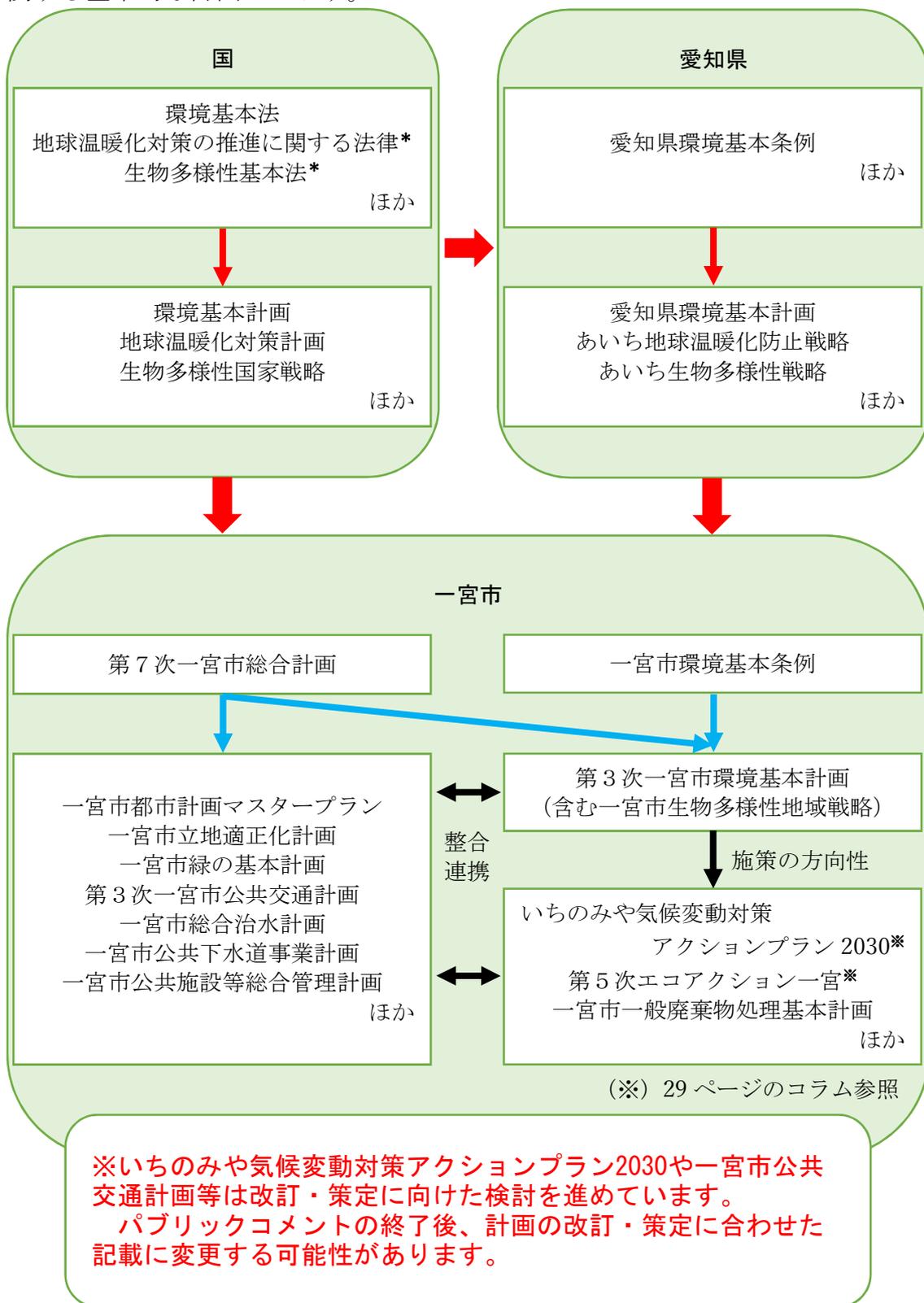
- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

（施策の策定等に係る基本方針）

**第7条** 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。
- (5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。
- (6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

なお、記載内容の一部を「生物多様性基本法」第13条に規定する「一宮市生物多様性地域戦略」に位置づけ、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とします。



## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

毎年、本計画に定める取組の実施状況やその効果を検証するとともに、各種計画の改定状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。

## 5 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、一宮市全域とします。

なお、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題は、国や県、関係市町と連携し、必要な取組を行います。

## 6 計画の担い手と役割

本計画の担い手は、市民（市民団体等を含む。）、事業者及び市（行政）です。担い手は、それぞれの役割や責務を踏まえ、互いに協働して本計画に掲げる施策を推進します。

## 第2章 一宮市の現況

### 1 位置・地勢

本市は、愛知県西部から岐阜県南西部にかけて広がる濃尾平野のほぼ中央にあります。愛知県の北西部にあって、木曾川をはさんで岐阜県と接しており、名古屋市と岐阜市の中に位置しています。

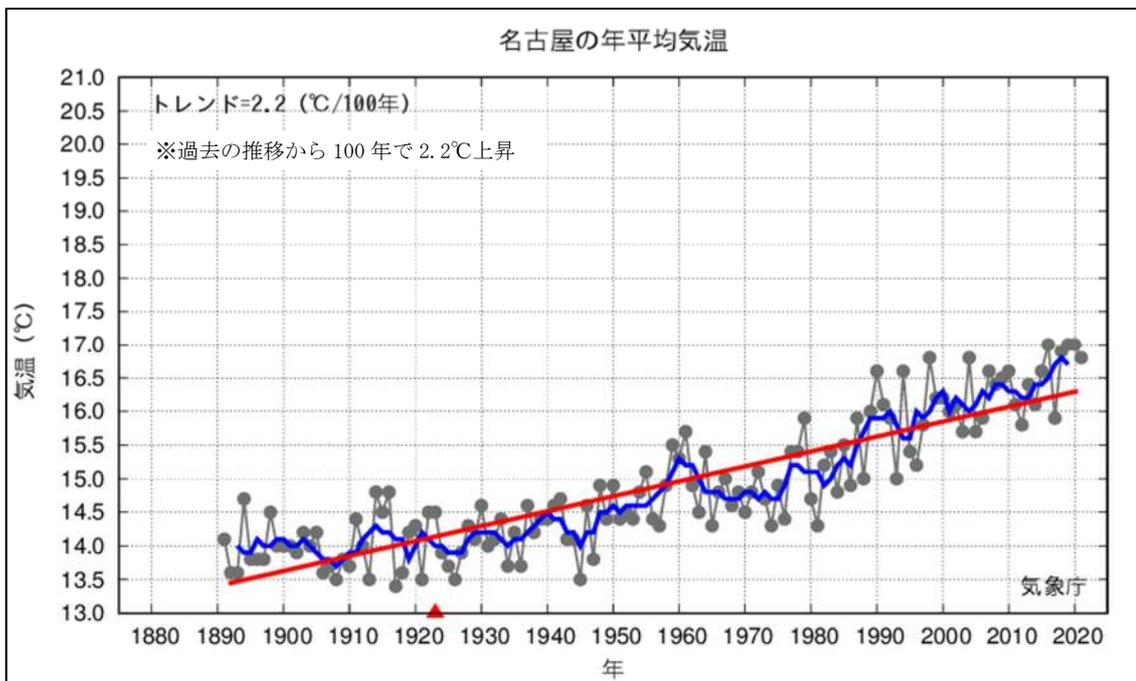
標高差の少ない、きわめて平坦な地形で、北東部から南西部にかけ、約 18km にわたって木曾川に接しています。面積は 113.82 km<sup>2</sup> で、東西約 15.3km、南北約 13.3km です。

2005（平成 17）年 4 月に一宮市・尾西市・木曾川町が合併し、現在の市域となりました。市制施行 100 周年となる 2021（令和 3）年 4 月には、尾張地域で初となる中核市に移行しました。



## 2 気候

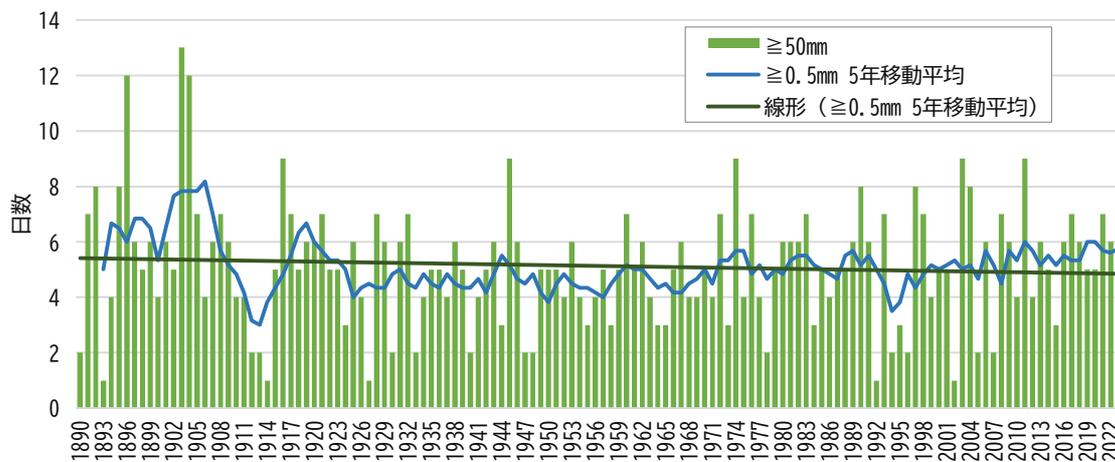
名古屋地方気象台の観測における平均気温の長期的な推移では、1890年代から2020（令和2）年にかけて、平均気温が2.5℃以上上昇しています。



▲ 観測場所の移転や観測方法などを変更した年を示す

出典：気象庁（名古屋地方気象台）

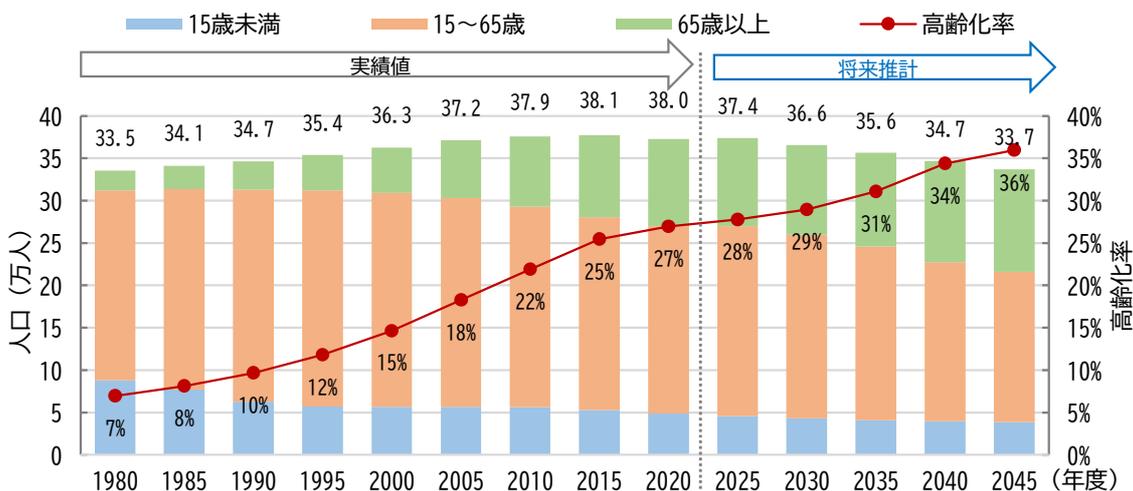
名古屋地方気象台の観測によると、大雨日数は2019（令和元）年以降毎年5～7日発生しており、年毎の変化がなくなってきました。



出典：気象庁（名古屋地方気象台）

### 3 人口

本市の人口は2015（平成27）年をピークに減少に転じており、今後も同様の傾向が続くと予想しています。一方で、高齢者の増加が進むため高齢化率が上昇していきます。

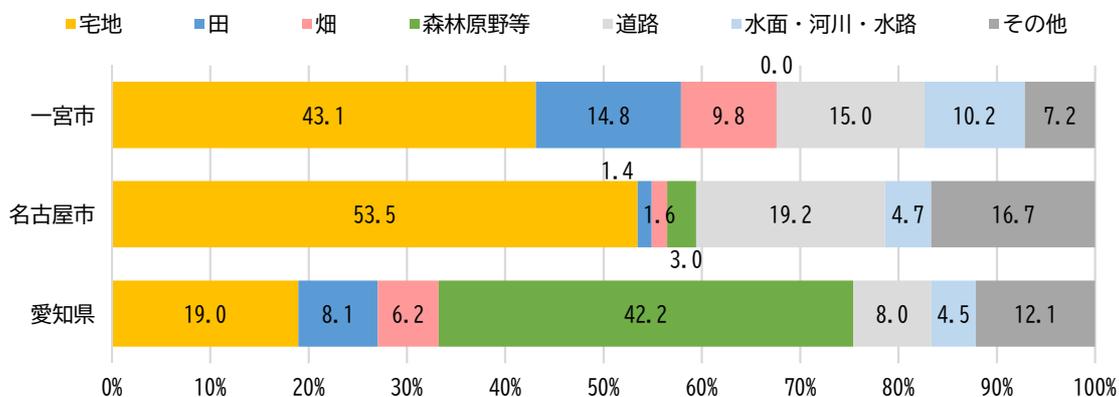


出典：（実績値）国勢調査、（将来推計）国立社会保障・人口問題研究所

### 4 土地利用

濃尾平野のほぼ中央に位置する平坦な土地と、木曾川水系の豊富な水資源に恵まれた地域であり、古くから農地として活用されてきました。

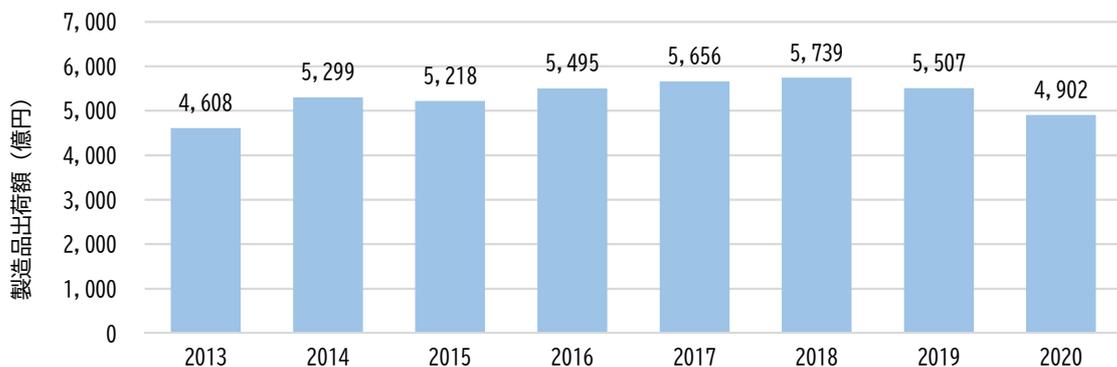
一方で、鉄道の利便性の高さから宅地としての活用が進んだほか、高速道路の接続の良さから物流を中心とした産業利用も進んでおり、様々な土地の利用形態が混在する状況となっています。



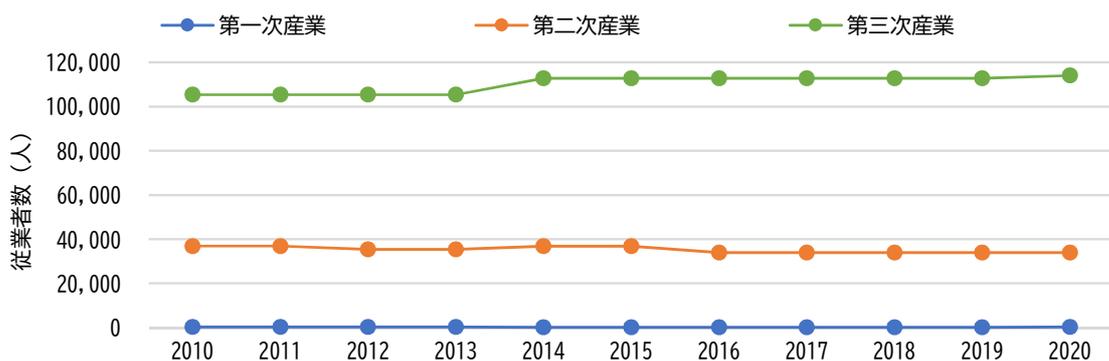
出典：令和4年度愛知県統計年鑑

## 5 産業

古くからの繊維産業や高速道路の接続の良さを生かした工業・物流産業がまちの発展の一助となっており、コロナ禍前の2018（平成30）年まで製造品出荷額は増加傾向を示していました。



出典：工業統計



出典：経済センサス 基礎調査、経済センサス 活動調査

2020（令和2）年の本市の農家数は3,656戸、経営耕地面積は1,444haであり、いずれも減少傾向にあります。



出典：農林業センサス



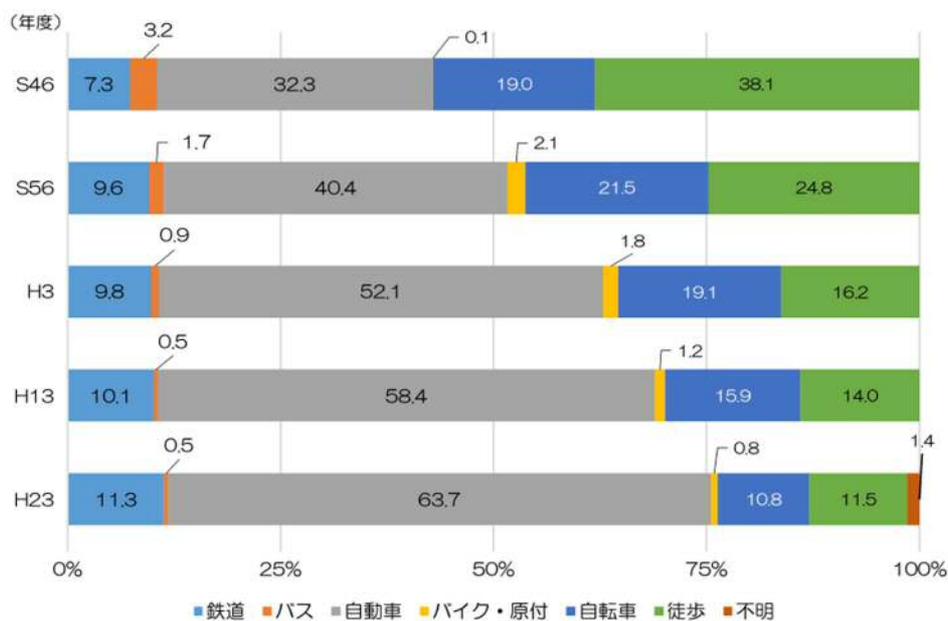
出典：農林業センサス

※統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入したため、合計と内訳の計が必ずしも一致しません。

## 6 交通

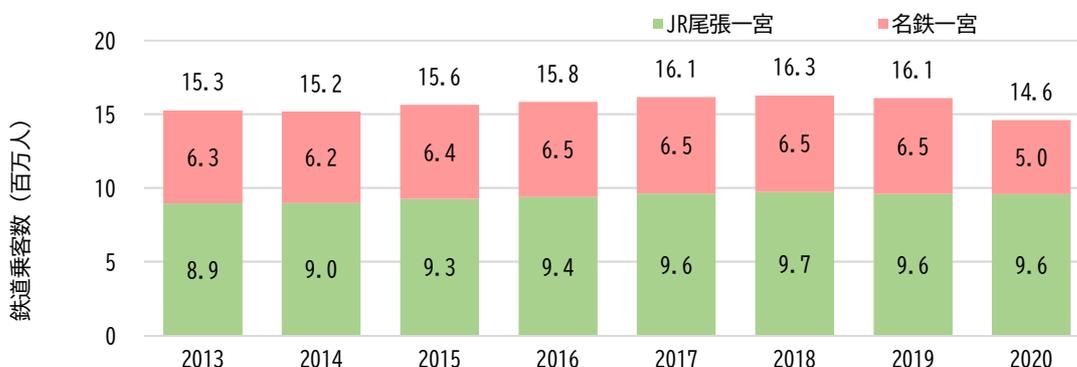
本市は道路網、鉄道網の交通の要衝であり、中部圏の中心である名古屋へのアクセス性も高い地域です。

人の動きを捉える中京都市圏パーソントリップ調査(10年毎調査)における、一宮市を出発地もしくは目的地とする移動の交通手段の分担率を整理した結果は、以下のとおりです。一宮市では、調査開始当時から年々自動車の分担率が高まっており、2011(平成23)年度の時点で全体の約6割が自動車での移動となっています。



出典：中京都市圏パーソントリップ調査

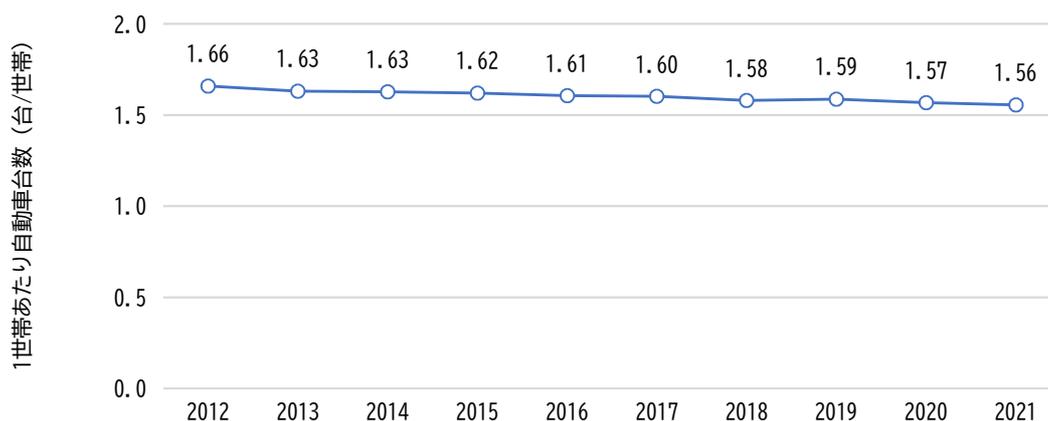
尾張一宮駅及び名鉄一宮駅の乗客数は、約1,500万人～1,600万人程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、公共交通の利用を避けるようになったため2020(令和2)年度は1,500万人を下回りました。



出典：愛知県統計年鑑

高速道路や国道、県道などの幹線道路が交差し、物流の要衝でもある本市では、現在も一定数の自動車利用が発生していると考えられます。

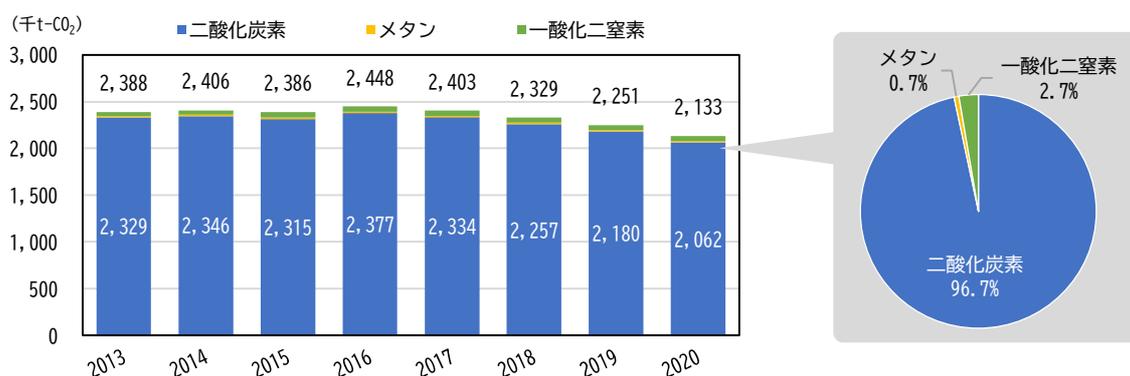
本市の1世帯あたりの自動車保有台数は最近10年間で微減傾向にあるものの、約1.6台で推移しています。複数台の自動車を保有する世帯も多い中、通勤・通学、買い物など、日々の暮らしの中での様々な場面で自動車が利用されている状況にあります。



出典：愛知県統計年鑑

## 7 温室効果ガス

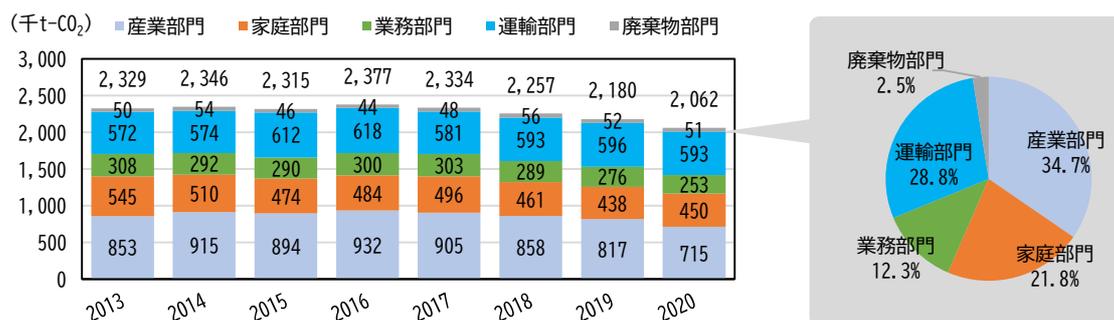
2013（平成25）年度以降、電力排出係数の低下、省エネ機器の普及等の影響を受け、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。2020（令和2）年度における温室効果ガスに占める二酸化炭素排出量の割合は、約97%となっています。



出典：一宮市温室効果ガス算定システム

2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は、2019（令和元）年度と比較して家庭部門を除いた部門で排出量が減少し、総排出量も減少しました。2013（平成25）年度と比較して、産業部門と家庭部門と業務部門では排出量が減少、運輸部門と廃棄物部門は増加、総排出量は減少しました。

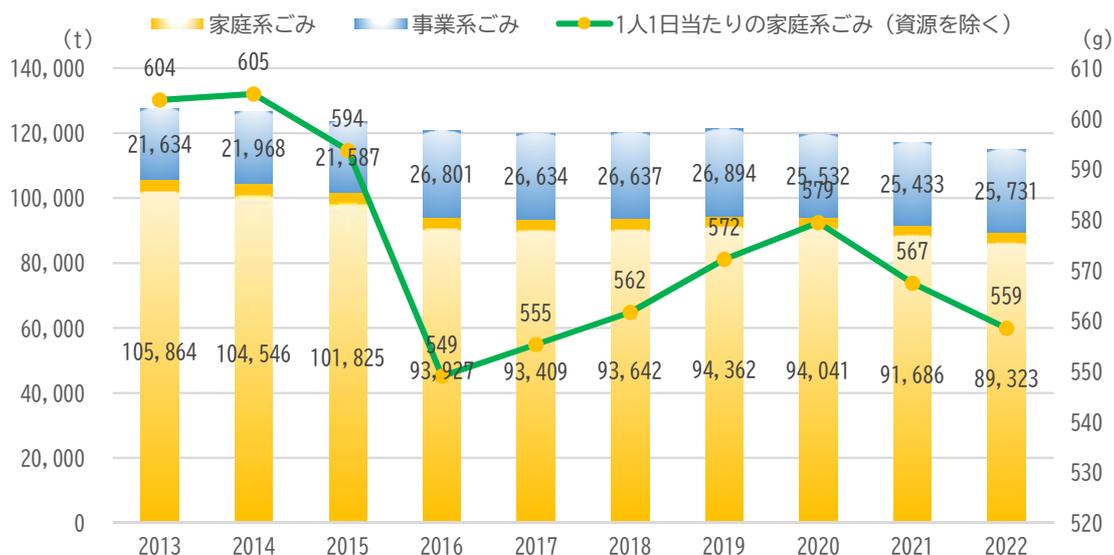
2020（令和2）年度における二酸化炭素排出量の構成比では、産業部門が約35%と最も高い割合を占め、次に運輸部門が約29%と高い割合を占めています。



出典：一宮市温室効果ガス算定システム

## 8 ごみ排出量

家庭系ごみと事業系ごみを併せたごみ総排出量は2017（平成29）年度まで緩やかに減少を続けました。2018（平成30）年、2019（令和元）年度は前年度と比較し増加しましたが、2020（令和2）年度以降は再び減少に転じています。



出典：一宮市環境部データ

## 第3章 計画の目指すもの

### 1 環境像

地球を愛し、人と自然が共生し、  
持続可能で未来へはばたくまち いちのみや  
～ 2050年 ゼロカーボンシティを目指して ～

#### 環境像に込めた思い

私たちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、経済・交通・文化など、さまざまな面で発展してきました。

一方、私たちの暮らしや社会経済活動は、環境への負荷を増大させ、自然環境や生活環境だけでなく、「気候危機」や「地球沸騰」と言われるように地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

私たちは、人も自然も共生できるみどり豊かで活力あるまちや、安全で健康かつ快適な環境を、将来の世代へ継承していかなければなりません。

本計画では、前計画の環境像「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を承継し、「一宮市民憲章」と「第7次一宮市総合計画」を踏まえた長期的な視点のもと、「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現されたまちを一宮市の目指すべき環境像として定めます。

私たちは、豊かな自然環境と活力があふれる躍動的なまちを次世代に引き継ぎ、経済・社会・環境の3つの側面のバランスのとれた持続可能な住みよいまちづくりを目指します。

#### 【一宮市民憲章】

ちきゅうを愛し、自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

#### 【第7次一宮市総合計画 平成30年度～令和9年度】

都市将来像	木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市	一宮
Plan 2	快適にくらす	
Management 2	持続可能で未来につなげる	

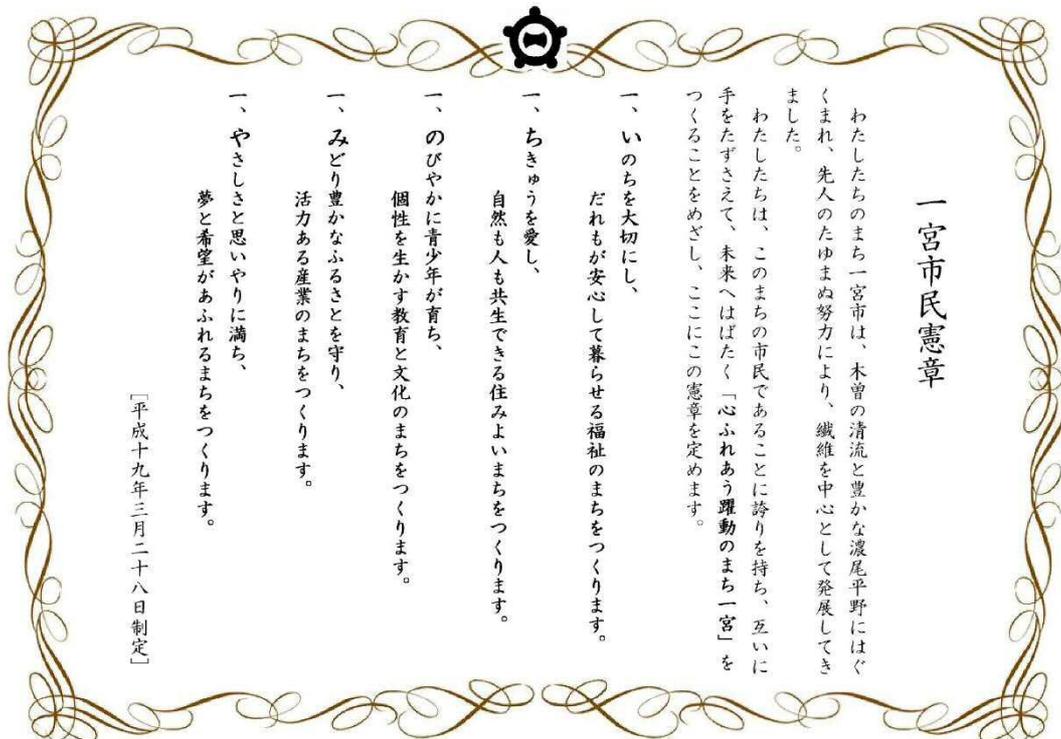
## 2 環境目標

環境像「地球を愛し、人と自然が共生し、持続可能で未来へはばたくまち うちのみや」を実現していくため、本市を取り巻く環境の現状や将来顕著化が予想される課題を踏まえて、以下の表に示す5つの環境目標を設定し、取組を進めていきます。

本計画に基づく取組において、SDGs の考え方（環境課題、社会課題、経済課題の同時解決）を取り入れられるよう、それぞれの環境目標を達成するうえで最も関連性が強い「SDGs の目標」を示しています。

<p>環境目標 1</p>	<p><b>脱炭素社会の実現</b></p> <p>地球温暖化対策により経済成長の好循環を実現させ、環境と経済のバランスが取れたまちを目指します。</p> 
<p>環境目標 2</p>	<p><b>人と自然との共生</b></p> <p>人と豊かな自然との共生を保持するとともに、生物多様性がもたらす自然の恩恵を次世代へ継承していくまちを目指します。</p> 
<p>環境目標 3</p>	<p><b>安全で健康、快適な生活環境の確保</b></p> <p>大気汚染などの公害*を未然に防止し、安全で健康かつ快適な生活環境が確保されたまちを目指します。</p> 

<p>環境目標 4</p>	<p><b>循環型社会*の構築</b></p> <p>市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量・資源化・適正処理を推進し、効果的で効率的に資源が循環するまちを目指します。</p> 
<p>環境目標 5</p>	<p><b>環境意識の向上</b></p> <p>市民・事業者・行政それぞれが、自ら環境について学び考え、役割・立場において、自主的に行動できるまちを目指します。</p> 



## 【コラム】SDGs

### (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)

地球温暖化をはじめとする人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015（平成 27）年 9 月の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に SDGs として 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17 のゴールには、「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」など、国や地方自治体だけでなく、企業、教育・研究機関や市民社会など一人ひとりに行動が求められており、環境分野に関する政策や施策に大きな影響を与えています。



出典：国際連合広報センター

図 SDGs の 17 のゴール

## 第4章 施策の展開

### 1 施策の体系

環境像	環境目標	施策の柱	施策	
地球を愛し、 人と自然が共生し、 持続可能で未来へはばたくまち いちのみや	環境目標1 脱炭素社会の実現	①地域の特性を生かした脱炭素社会の実現	省エネルギー活動の推進 脱炭素化の推進 地域新電力事業の推進	
		②気候変動に適応したまちづくり	気候変動への適応の推進	
	環境目標2 人と自然との共生	①多様な生き物と生息・生育環境の保全	生き物調査手法の普及 希少種や在来種*の生息・生育環境の保全の推進 外来種*対策の推進	
			②身近な緑と水辺の保全と再生	緑化及び水辺や緑の保全 自然とふれあう場の創出
			③多様なステークホルダーの形成	生物多様性への理解の促進 生物多様性を支える枠組みの構築
	環境目標3 安全で健康、快適な生活環境の確保	①良好な生活環境の確保	安全で暮らしやすい生活環境のための基盤整備 多様な移動手段が選択できる交通環境のための基盤整備	
			②安心して暮らせるまちづくり	公害防止・環境負荷の低減 上下水道の整備・維持管理、下水道への切替え 衛生処理施設の整備・維持管理 合併処理浄化槽*への転換促進、適正管理
		環境目標4 循環型社会の構築	①ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進 家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進 ごみに対する理解の普及
				②適正処理の推進
	環境目標5 環境意識の向上	①環境教育・環境学習の推進	環境情報の発信と提供 環境学習の機会の提供 環境リーダーの育成	
			②環境保全活動の充実	環境美化の推進 協働に向けた体制の強化

## 2 施策

### 環境目標 1 脱炭素社会の実現



### 施策の体系

施策の柱	施策
①地域の特性を生かした脱炭素社会の実現	省エネルギー活動の推進
	脱炭素化の推進
	地域新電力事業の推進
②気候変動に適応したまちづくり	気候変動への適応の推進

### 現状

産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが大量に排出され、地球温暖化が進行する要因となっています。地球温暖化が進行すると、気温や降水量、風といった大気の平均的な状態が変動する気候変動につながり、すでに世界各地で異常気象が増加しており、その被害は甚大となっています。

2020（令和2）年10月に、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すとする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。

これらのことを受け、2023（令和5）年1月に二酸化炭素排出量の削減、エネルギーの地産地消\*、エネルギーによる地域経済循環\*を目的とした「いちのみや未来エネルギー株式会社」を設立しました。環境センターの余剰電力を活用し、いちのみや未来エネルギー株式会社がエネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

2023（令和5）年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、市民、事業者、行政が気候変動に対する危機感を共有するとともに2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて地球温暖化対策に取り組んでいます。

## 課題

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組む必要があります。

地球温暖化が要因と考えられる気候変動による河川の氾濫など深刻な問題が発生していますので、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を講じていく必要があります。

避けることができない気候変動の影響に対しては、住宅の断熱化により、健康・福祉施策と連動した熱中症対策や短時間強雨などに対する防災対策など気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」を暮らしの中に取り入れていく必要があります。

脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、省エネやごみ減量に加えて、気候変動問題に着目した環境教育の普及が望まれます。

## 将来像

省エネルギーと再生可能エネルギー\*への転換による環境と経済のバランスを確保しながら経済を持続的に発展させ、経済が活性化することによって環境がよくなるという、環境と経済の調和が取れたまちになっています。

温暖化の悪影響を回避・軽減する適応策に取り組み、猛暑やいわゆるゲリラ豪雨に備えた防災対策がとられており、家庭においては高断熱住宅の普及による熱中症などの健康被害に備えた環境にやさしい持続可能なライフスタイルが実践されています。

脱炭素の取組を重視した環境教育により、省エネ行動が持続し、脱炭素型ライフスタイルが定着しています。

## 指標

指標	現状 〔基準値〕 (基準年度)	目標										指標の説明	関連計画
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
【達成指標】 温室効果ガス 総排出量の削減率	2013 年度比 10.7% (2020 年度)	2013 年度比 47%										市内全域から 排出される温室 効果ガス総 排出量の削減 率	第7次総合 計画、いち のみや気候 変動対策ア クションプ ラン2030、
家庭部門の温室 効果ガス排出 量の削減率	2013 年度比 17.4% (2020 年度)	2013 年度比 77.6%										家庭での電気 やガス等のエ ネルギー消費 に伴う温室効 果ガス排出量 における削減 率	いちのみや 気候変動対 策アクション プラン 2030
産業部門の温室 効果ガス排出 量の削減率	2013 年度比 16.2% (2020 年度)	2013 年度比 34.6%										製造業、農林水 産業、建設業・ 鉱業における エネルギー消費 に伴う温室効 果ガス排出量 における削減 率	いちのみや 気候変動対 策アクション プラン 2030
市の施設から の温室効果ガス 排出量の削減率	2015 年度比 26.6%(2022 年度)	2015 年度比 45%										市の施設から 排出される温室 効果ガス総 排出量の削減 率	第5次エコ アクション 一宮
太陽光発電の 発電容量	172MW (2020 年度)	294MW										市内全域の太陽 光発電の発電 容量	いちのみや 気候変動対 策アクション プラン 2030
雨水流出抑制 施設	142,100 m <sup>3</sup> (2022 年度)	162,203 m <sup>3</sup>										雨水の流出を 抑制するため に市が設置し た施設の雨水 貯留量	第7次総合 計画、一宮 市総合治水 計画
地球温暖化防 止に対する意識 が市民に浸透 していると思 う人の割合	19.7% (2022 年度)	増加										第7次一宮市 総合計画の施 策7「地球温暖 化防止に取り 組みます」の 「市民の体感 指標」	第7次総合 計画

## 施策の内容

### ①地域の特性を生かした脱炭素社会の実現

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
省エネルギー活動の推進	市民や事業者はあらゆる場面において省エネルギー活動を推進します。	省エネルギー型製品の導入促進	○	○	○
		省エネルギー情報の提供を通じたエネルギー管理の支援			
		LED照明灯への切替促進			
		工場、事業所でのエネルギー使用合理化の徹底	○	○	
		省エネ診断等によるエネルギー管理の推進			
脱炭素化の推進	次世代自動車*の普及や建築物の省エネ、創エネ、蓄エネを促進することによりエネルギー消費量を削減し脱炭素社会を推進します。	次世代自動車の普及促進	○	○	○
		充電インフラの導入促進			
		脱炭素型ライフスタイルへの転換支援	○		○
		デコ活の普及啓発			
		気候変動に着目した環境教育の推進による児童生徒の育成	○		○
		住宅のZEH*化の促進			
		再生可能エネルギー・低炭素エネルギーの利用拡大	○		○
		住宅用地球温暖化対策設備の導入支援			
建築物のZEB*化の促進		○	○		
地域新電力事業の推進	地域新電力事業による「二酸化炭素排出量の削減」「エネルギーの地産地消」「資金の域内循環」を推進します。	再生可能エネルギー由来の電力などを公共施設へ供給		○	○
		公共施設への太陽光発電設備の設置			
		環境学習の推進	○	○	

## ②気候変動に適応したまちづくり

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
気候変動への適応の推進	気候変動の影響に伴う適応策に取り組み、大規模災害や熱中症などによる健康被害に備えます。	洪水、内水ハザードマップ*による情報提供			
		熱中症予防の啓発及び休憩所の設置	○	○	○
		緑のカーテン【58ページのコラム参照】・打ち水の普及促進			
		排水施設、雨水流出抑制施設の整備			○
		健康・福祉施策と連動した高断熱住宅の普及促進	○		○

## 主な役割

実施主体	主な役割
市民	エコライフを実践し、節電に努めます。
	グリーン購入*を実施します。
	太陽光発電システムなどの導入により住宅の省エネ化を推進します。
	こまめな水分補給、帽子や日傘の利用など熱中症を予防します。
事業者	節電、さわやかエコスタイル*の実施など環境にやさしい活動に努めます。
	グリーン購入を実施します。
	次世代自動車の導入やエコドライブ*に努めます。
	再生可能エネルギーや省エネ機器、高効率機器の導入に努めます。
行政	節電、さわやかエコスタイルの実施など環境にやさしい活動の実施・普及促進に努めます。
	グリーン購入の実施・普及促進に努めます。
	次世代自動車の導入やエコドライブの実践・普及促進に努めます。
	再生可能エネルギーや省エネ機器、高効率機器の導入・普及促進に努めます。
	こまめな水分補給、帽子や日傘の利用など熱中症予防のための啓発に努めます。

## 関連計画・個別計画

第7次一宮市総合計画

いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030

第5次エコアクション一宮

一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）

一宮市地域防災計画

一宮市地域強靱化計画

## 関連法令

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動適応法

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

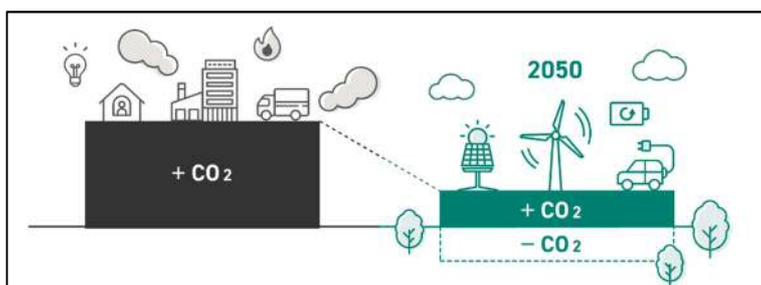
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

## 【コラム】「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言しました

2023（令和5）年2月27日に開催された3月定例会の市政運営方針において「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指すことを市長が表明しました。

ゼロカーボンシティとは、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを指す旨を、首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のことを指します。全国で991自治体が表明しています（2023（令和5）年9月29日現在）。

実質ゼロとは、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収・除去量が均衡すること（排出量が実質ゼロ）をいいます。



出典：環境省ウェブサイト

図 カーボンニュートラルの概念図

### 【いちのみやゼロカーボンシティ宣言】

わたしたちのまち一宮市には、木曾川をはじめいくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成するとともに、社寺や農地などに緑地が散在しています。これらの自然環境は、木曾の清流と豊かな濃尾平野によってはぐくまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、猛暑や大型台風など、私たちがこれまで経験したことのない異常気象によって災害が激甚化し、各地で大きな被害をもたらしています。地球温暖化の主な要因は、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの増加であると考えられます。

2015年に合意された「パリ協定」では、「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求する」ことが国際的な目標とされました。また、我が国においても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

環境に対する意識が世界的に高まっていく中で、私たち一人ひとりが今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。

そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことを決意し、「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言いたします。

令和5年2月27日  
一宮市長 中野 正康

## 【コラム】地域新電力 いちのみや未来エネルギー株式会社

本市が東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社、株式会社愛知銀行と共同で出資して設立した「いちのみや未来エネルギー株式会社」は、2023（令和5）年7月から小・中学校をはじめ82の市公共施設へ電力供給を開始いたしました。

主な電源は、市のごみ処理施設である「環境センター」でのごみ焼却による熱を利用して発電した非化石エネルギーで、生ごみや紙ごみなどのバイオマス成分によるものは再生可能エネルギー<sup>※</sup>として扱われています。不足する電力については市内の太陽光発電所などから供給を受けるとともに、非化石電源の環境的な価値を証書化した「非化石証書」を利用して、環境価値上で二酸化炭素排出量がゼロの電気を提供しています。

いちのみや未来エネルギー株式会社は、これらの非化石由来の電力を公共施設へ供給することによりエネルギーの地産地消を推進し、市内の二酸化炭素排出量の削減を図ります。あわせて、小売電気事業で得られた収益を、市内の再生可能エネルギー設備の維持・拡大による脱炭素化に活用するなど、資金の域内循環を通じて市の課題解決に取り組みます。

「脱炭素化のシンボル」になるとともに、本市の課題解決の取組を主体となって推進する地域新電力会社となること、また、地域から愛される「地域のエネルギー会社」となることを目指します。

（※）ごみ焼却のうち、廃プラスチックなどの化石系資源に由来する部分は再生可能エネルギーとは言えませんが、「環境価値」上は非化石電源として取り扱われています。

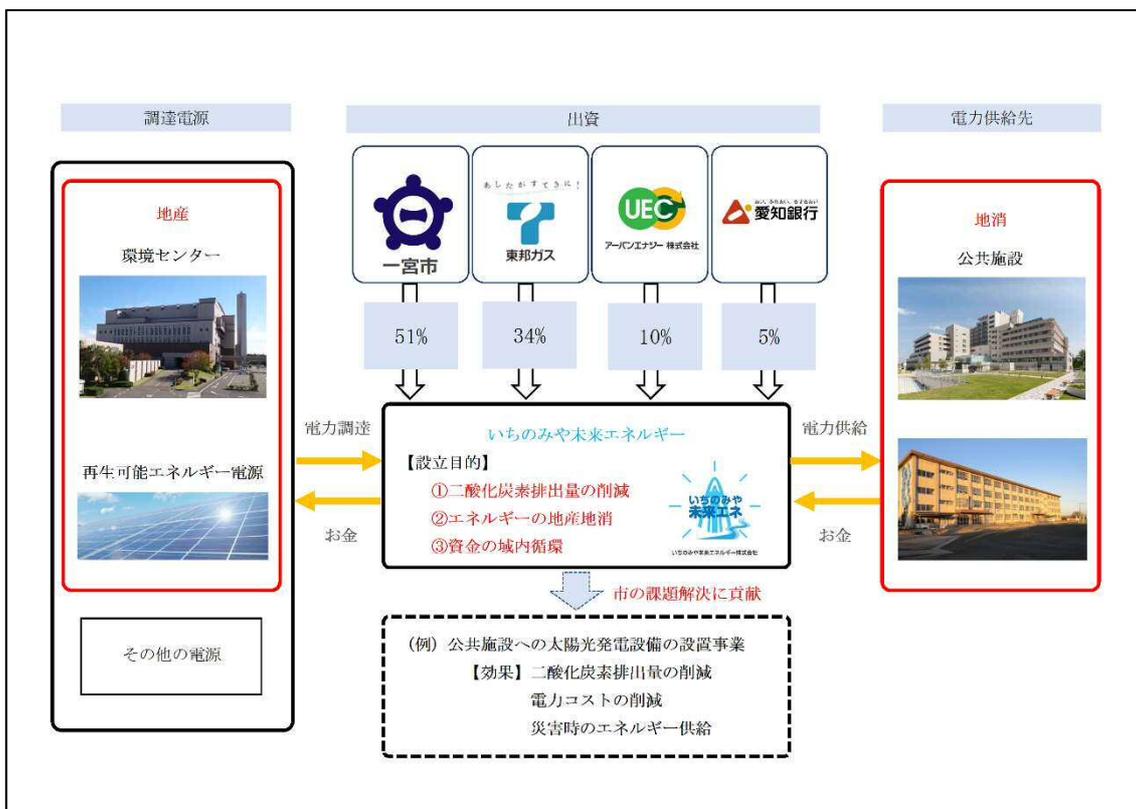


図 地域新電力会社「いちのみや未来エネルギー株式会社」の事業の仕組み

## 【コラム】一宮市地球温暖化対策実行計画

### 1 <区域施策編>いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030

一宮市内の地球温暖化対策を強力に推進するため、2030（令和12）年を目標として計画を策定し、「緩和策」と「適応策」を車の両輪の関係として、気候変動対策に取り組んでいます。

#### 緩和策とは

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するための取組です。

（例：節電、省エネ、ごみの減量など）

#### 適応策とは

将来予想される、または既に現れている気候変動の影響に対して行う取組です。

（例：熱中症対策、防災対策など）

#### ●温室効果ガスの削減目標

計画目標：2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減

長期目標：2050年度の温室効果ガス排出量を実質ゼロ

### 2 <事務事業編>第5次エコアクション一宮

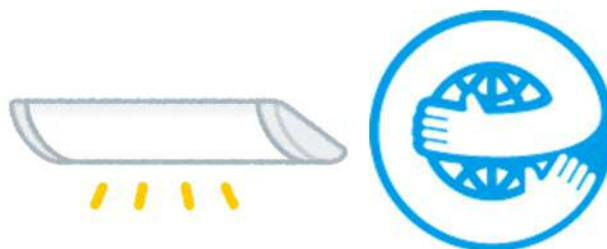
市自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出削減のため、2030（令和12）年度を目標として計画を策定し、公共施設の照明のLED化などを通して、更なる温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

#### ●温室効果ガスの削減目標

2030年度までに温室効果ガス排出量を2015年度比で45%削減

#### ●主な取り組み

- ・公共施設の照明のLED化
- ・グリーン購入の推進
- ・ペーパーレス化の推進
- ・エコドライブの推進



## 環境目標 2 人と自然との共生



この環境目標は、本市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関するものであり、生物多様性基本法第 13 条に規定する「一宮市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

環境基本計画と同様に、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間を対象期間とし、必要に応じて計画の内容を見直すとともに、一宮市全域を対象地域とします。

### 施策の体系

施策の柱	施策
①多様な生き物と生息・生育環境の保全	生き物調査手法の普及
	希少種*や在来種の生息・生育環境の保全の推進
	外来種対策の推進
②身近な緑と水辺の保全と再生	緑化及び水辺や緑の保全
	自然とふれあう場の創出
③多様なステークホルダーの形成	生物多様性への理解の促進
	生物多様性を支える枠組みの構築

(※) 愛知県が作成した「レッドデータブックあいち 2020\*」に掲載されている種

### 現状

本市は、一級河川\*である木曾川の恩恵を受け、その河川沿いには市民の憩いの場となる緑豊かな水辺環境が存在しています。

市内には、生物多様性の保全機能を有する都市公園\*などが 167 か所整備されており総面積は 233.34ha となっています。

河川や緑道、街路樹などが緑の不足している市街地と繋がることで、回遊性のある水と緑のネットワークが形成され、多様な生き物が生息・生育する環境を支えています。

真清田神社や妙興寺などの社寺林や文化施設が市街地における都市緑地の役割を果たしており、自然と共生することで、市民にとって安らぎを感じる場所となっています。

## 課題

都市公園を始めとする公的な緑地空間の整備のみでは、国が定める都市公園の整備目標（10.0 m<sup>2</sup>/人）には達していないため、今後は市民が実質的に利用できる公的な緑地空間を確保していく必要があります。

市内の緑地や水田、水辺などの減少により、生き物の生息・生育を支える機能が低下しています。

生物多様性に関する具体的な施策を実施するにあたり、市内の生き物の生息・生育状況等の情報が不足しており、自然や生き物への関心を高め、ふれあう機会の充実と市民が参加できる生き物調査手法の普及が求められています。

木曾川には国指定天然記念物\*で、絶滅危惧種であるイタセンパラ【35 ページのコラム参照】が生息しています。木曾川の沖積平野\*として形成された濃尾平野では広く田畑が耕作されており、丹陽町の一宮インター付近には産業景観として希少な「島畑（しまばた）\*」も見られます。これらの現存する水田や水路には、ナゴヤダルマガエル\*が生息しており、水辺環境をはじめとする多様な生き物の生息・生育環境を保全していく必要があります。

外来種の多くは人間によって持ち込まれ、在来種を食べ、生息地を奪うなど生態系を壊すだけでなく、農作物を食べてしまうなど様々な影響が発生しています。在来種を中心とした生態系や良好な自然環境にとって大きな脅威となっているため生物多様性の保全には市域全体で外来種対策が必要です。

## 将来像

多様な生き物が生息・生育し、その環境が保全されています。また、木曽川をはじめとした河川や農地などの自然の恵みによって私たちの暮らしが支えられていることを一人ひとりが理解し、その生物多様性を支える人材が育成されています。

市全域を緑化重点地区として定めるとともに、各地域の特色を活かしながら、公園緑地の整備、緑化を推進することにより一宮市らしい都会と田舎が織りなす緑のまちづくりが推進されています。

限られた財源の中で公園施設の整備・維持管理を行う必要があるため、市民や事業者等の多様な主体と連携・協働しながら、緑地の創出に向けた取組を推進しています。

緑地を健全な姿で次世代へ継承するため、市民をはじめとした多様な主体と連携しながら、継続的な保全の取組をしています。

木曽川の豊かな水辺の環境や市街地における緑の空間などの良好な景観や多様な生き物によって形成されるネットワークが、市民、事業者など多様な主体によって保全され、その恩恵を享受できるようになっています。

## 指標

指標	現状 〔基準値〕 (基準年度)	目標										指標の説明	関連計画
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
【達成指標】 市街化区域の 緑地率	7.0% (2018年度)	7.0%										市街化区域における緑地の割合	一宮市緑の基本計画
【達成指標】 市民一人あたりの 公的緑地面積	9.0㎡/人 (2018年度)	10.0㎡/人										市民一人あたりにおける都市公園などの公的緑地面積	一宮市緑の基本計画
ビオトープ*を 有している公 共施設の数	35か所 (2022年度)	35か所										学校、公園等のビオトープを有している公共施設の数	
イベントの開 催数	0回 (2022年度)	1回										生物多様性に関するイベントの回数	
自然共生サイ ト【36ページの コラム参照】へ の申請数	0か所	1か所										自然共生サイトの申請箇所数	
水と緑に親し める場やイベ ントがあると 思う人の割合	38.3% (2022年度)	増加										第7次一宮市総合計画の施策9「水と緑を活かしたまちをつくります」の「市民の体感指標」	第7次一宮市総合計画

## 施策の内容

### ①多様な生き物と生息・生育環境の保全

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
生き物調査手法の普及	市内に生息・生育する生き物の生態等について、調査するための手法の普及を図ります。	生き物調査に活用できるアプリなどに関する情報の提供	○		○
		アプリを利用した生き物調査			
希少種や在来種の生息・生育環境の保全の推進	地域の特性に応じた生き物の生息・生育環境の保全、啓発を図ります。	在来動植物等の保全活動の検討と実施	○	○	○
		希少種保護に関する啓発、環境教育（イタセンパラなど）			
外来種対策の推進	生態系に影響を及ぼす外来種についての理解促進、啓発を行います。	外来種の防除等に関する啓発			○

### ②身近な緑と水辺の保全と再生

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
緑化及び水辺や緑の保全	緑化活動を支援するとともに、木曽川や市街地における緑の空間など、豊かな生態系を保全します。	公園や街路樹の整備、維持管理	○	○	○
		民有地の緑化の推進 ・緑の街並み推進事業補助事業			
		水と緑のオープンスペースの整備推進と利活用 ・ミズベリング138*事業			
		入学記念樹配付事業			
自然とふれあう場の創出	市民が多様な生き物と触れ合うことができる場（ビオトープなど）を創出していきます。	緑のカーテン事業の推進	○		○
		学校ビオトープ等の維持管理			
		エコハウス138のビオトープ園「びおっこ」の維持管理			
		市民農園・健康農園*の運営			

### ③多様なステークホルダーの形成

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
生物多様性への理解の促進	多様な機関と連携を図りつつ、生物多様性について周知・啓発します。	SNS を活用した情報発信			○
生物多様性を支える枠組みの構築	市民、事業者、行政、NPO などと連携して、情報を共有し、生物多様性に関する施策を連携して推進できるような体制を構築していきます。	環境学習講座の開催 尾張西部生態系ネットワーク*への参加推進	○	○	○

### 主な役割

実施主体	主な役割
市民	生き物の生息・生育情報等を提供します。
	身近な緑の空間を創出します。
	生物多様性に関する環境学習に参加します。
事業者	多様な生き物が保全されるよう自然環境に配慮した事業活動を行います。
	生物多様性が保全されるよう敷地緑化などに取り組みます。
	市民、行政などと連携して、生物多様性の取組を促進します。
行政	豊かな生物多様性を実感できる自然体験と情報提供を推進します。
	生物多様性が保全されるよう敷地緑化などへの取組を支援します。
	身近な緑や水辺を保全し、自然とふれあう場の創出に努めます。

### 関連計画・個別計画

第7次一宮市総合計画

一宮市緑の基本計画

一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）

## 関連法令

生物多様性基本法

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

### 【コラム】 イタセンパラ

イタセンパラはタナゴの仲間で、富山平野と淀川水系、そして濃尾平野の木曽川にしか現在生息していない日本固有種の魚です。1974（昭和 49）年に国の天然記念物に指定され、種の保存法では国内希少野生動植物種として選定されています。

また、生息地は、環境省により、「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）」に選定されています。

近年は、密漁や外来種の増加、産卵する二枚貝の減少、生息環境の悪化などにより年々生息数が減っています。

一宮市尾西歴史民俗資料館では、イタセンパラを広く知っていただき、その保護を通じて木曽川環境や人々の暮らしの変化について伝えていくため、個体の展示を行っています。また、市内の一部の中学校や高等学校ではイタセンパラの飼育を行っています。

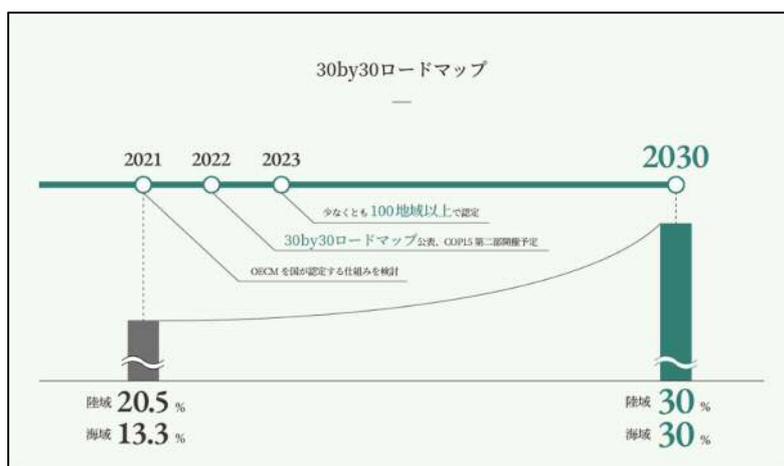


イタセンパラは、漢字で書くと「板(イタ)のように平たく、鮮(セン)やかな色の腹(ハラ)部をもつ魚」の意味  
→板鮮腹（イタセンパラ）

## 【コラム】30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、地球の陸・海それぞれの30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。2022（令和4）年12月、カナダ・モントリオールにて開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の「昆明・モントリオール生物多様性世界枠組」に記載されました。

30by30目標を達成するためには、現状の保護地域（陸域20.5%、海域13.3%）の新規指定・拡張を進めていくとともに、企業有林や里地里山、社寺林など民間によって保全されてきた保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（OECM）を自然共生サイトとして認定していきます。この認定を通して、企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化にもつなげていきます。



出典：環境省ウェブサイト

図 30by30 及び OECM 認定により期待される効果

**環境目標 3**  
安全で健康、快適な生活環境の確保



**施策の体系**

施策の柱	施策
①良好な生活環境の確保	安全で暮らしやすい生活環境のための基盤整備
	多様な移動手段が選択できる交通環境のための基盤整備
②安心して暮らせるまちづくり	公害防止・環境負荷の低減
	上下水道の整備・維持管理、下水道への切替え
	衛生処理施設の整備・維持管理
	合併処理浄化槽への転換促進、適正管理

**現状**

国は、環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、騒音などに係る環境基準を定めています。

本市は、大気、水質、騒音などの環境基準の達成状況や公害を防止するために調査や測定を実施しており、概ね良好な状態が保たれています。

大気測定局における常時監視や各種モニタリング調査を行い、市内の環境状況を適切に把握しています。また環境調査の状況をまとめた報告書の作成や「あんしん・防災ねっと」による大気環境緊急情報の提供を行っています。

公害を防止するため、工場等へ立ち入り、施設の適正管理及び排出ガス等の規制基準を遵守するよう指導しています。

生活排水の適正な処理のため、下水道の整備や公共下水道事業計画区域以外では合併処理浄化槽への転換を促進しています。

## 課題

良好な生活環境を確保するため、大気、水質など典型 7 公害が悪化しないよう対応する必要があります。

建築物の解体等工事に伴うアスベスト\*の飛散を防止するため、届出対象の工事現場の立入検査が必要です。

規制基準が設けられていない又は規制基準に及ばない苦情が増えてきているため、適切に対応する必要があります。

少子高齢化に対応した、安全で暮らしやすい生活環境や多様な移動手段が選択できる交通環境などの都市基盤を整備する必要があります。

住宅の老朽化、人口減少や高齢・核家族化などの社会的ニーズの変化、産業構造の変化に伴い、適正に管理されていない空き家等が増加しています。

## 将来像

大気汚染物質についての常時監視の結果、二酸化硫黄\*、二酸化窒素\*、一酸化炭素\*、微小粒子状物質（PM2.5）\*などのすべてにおいて環境基準を達成しています。

次世代自動車の普及の促進や公共交通網の整備を進め、自動車に起因する大気環境への負荷を低減しています。

水質汚濁防止法による「愛知県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」に基づき環境基準点における水質及び底質調査を実施し、環境基本法に定められた健康項目及び生活環境項目について基準を達成しています。

ダイオキシン類\*については、大気環境、水環境、土壌のすべてにおいて環境基準を達成しています。

騒音規制法、振動規制法に基づき調査を実施し、環境基本法で定められた環境基準を達成しています。

空き家等が地域資産として利活用され、適切に維持管理されています。

ポイ捨て防止などの環境美化活動を推進し、快適に暮らせるまちとなっています。

## 指標

指標	現状 〔基準値〕 (基準年度)	目標										指標の説明	関連計画
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
【達成指標】 環境基準の達成率（大気）	95.7% (2022年度)	100%										大気汚染に係る環境基準 6項目の環境基準達成率	
【達成指標】 環境基準の達成率（水質）	100% (2022年度)	100%										市内河川における生物化学的酸素要求量の環境基準達成率	
【達成指標】 環境基準の達成率（騒音）	99.1% (2022年度)	100%										自動車騒音面的評価における市内全体での環境基準達成率	
市内バスの年間利用者数	4,149千人 (2022年度)	現状以上										名鉄バス及びi-バスの利用者数	第3次一宮市公共交通計画
自転車及安全・安心に通行できる道路の整備距離	2.7km (2022年度)	現状以上										市道、県道、国道における自転車通行帯の整備距離	一宮市自転車活用推進計画
生活環境が良好であると思う人の割合	58.1% (2022年度)	増加										第7次一宮市総合計画の施策10「良好な生活環境を確保します」の「市民の体感指標」	第7次一宮市総合計画
市内の公共交通網が充実していると思う人の割合（%）	41.7% (2022年度)	増加										第7次一宮市総合計画の施策12「公共交通網の整備を進めます」の「市民の体感指標」	第7次一宮市総合計画、一宮市公共交通計画

## 施策の内容

### ①良好な生活環境の確保

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
安全で暮らしやすい生活環境のための基盤整備	暮らしやすく居心地の良い住環境づくりを推進します。	環境美化活動の推進	○	○	○
		環境に配慮した土地利用 空き家化の予防、空き家等の有効活用の促進			
多様な移動手段が選択できる交通環境のための基盤整備	少子高齢化に対応した利用しやすい多様な交通手段が選択できるように都市基盤を整備する必要があります。	バスやタクシー等の利用促進	○	○	○
		鉄道駅周辺駐輪場における自転車整理			
		自転車通行帯、歩道の整備			

## ②安心して暮らせるまちづくり

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
公害防止・環境負荷の低減	良好な生活環境を確保するため、大気、水質など典型7公害が悪化しないよう監視する必要があります。	協定等による環境の保全			
		事業所立入（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭）		○	○
		環境監視（大気、水質、騒音） 光化学スモッグ*等の情報の周知			
上下水道の整備・維持管理、下水道への切替え	上下水道の計画的な整備・維持管理を行うとともに、下水道への切替えを促進します。	上下水道管の耐震化、公共下水道の整備			
		上下水道施設の計画的な更新	○	○	○
		水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度			
衛生処理施設の整備・維持管理	し尿及び浄化槽汚泥の処理を安定的に継続するため、衛生処理施設を計画的に整備し、維持管理します。	衛生処理施設の基幹的設備改良事業			○
合併処理浄化槽への転換、適正管理	生活排水の適正な処理のため、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽の転換を促進するとともに、浄化槽の適正管理を推進します。	合併処理浄化槽への転換（合併処理浄化槽設置補助事業）			
		公共下水道事業計画区域以外の区域住民への補助金制度の案内及び適正管理の啓発	○	○	○
		浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の未実施及び不適正な維持管理を行う浄化槽管理者への啓発・指導			

## 主な役割

実施主体	主な役割
市民	徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけます。
	食器の油汚れを拭き取るなど、生活排水による水の汚れを防ぎます。
	テレビや音楽の音量などは近隣へ配慮します。
	下水道への切替えや合併処理浄化槽の設置、適正管理に努めます。
事業者	徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨し、ノーカーデー運動に参加します。
	大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する法令を遵守します。
	規制基準に及ばない範囲についても、近隣への配慮に努めます。
	化学物質の適正な使用・管理を徹底します。
行政	徒歩や自転車、公共交通機関の利用・普及促進に努めます。
	大気汚染、水質汚濁、騒音など公害防止対策の指導を行います。
	大気汚染、水質汚濁、騒音の調査・監視を行います。
	化学物質の適正な使用・管理に関する情報提供を行います。
	上下水道の整備及び下水道への切替え並びに合併処理浄化槽への転換の促進に努めます。

## 関連計画・個別計画

第7次一宮市総合計画

一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）

一宮市立地適正化計画

第3次一宮市公共交通計画

一宮市自転車活用推進計画

一宮市空家等対策計画

一宮市総合治水計画

一宮市公共下水道事業計画

一宮市公共施設等総合管理計画

## 関連法令

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

土壌汚染対策法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

ダイオキシン類対策特別措置法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

浄化槽法

都市計画法

空家等対策の推進に関する特別措置法

県民の生活環境の保全等に関する条例

一宮市自転車駐車場条例

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例

## 【コラム】大気測定局

本市では、大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局を3局（松降通、小信中島、木曾川町）、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の状況を把握するための自動車排出ガス測定局を1局（平島）設置し、大気汚染の状況を常時監視しています。

大気測定局は、市内全域の大気環境を把握することができるように分散して配置しています。また、自動車排出ガス測定局は、国道22号線沿いに配置しています。

大気測定局では、窒素酸化物\*、光化学オキシダント\*、浮遊粒子状物質\*などの物質を測定しています。

各測定データは、大気汚染に係る環境基準への適合状況の評価に使用しています。また、測定結果を環境大臣に報告し、大気汚染防止対策の基礎資料とされています。



## 環境目標 4 循環型社会の構築



### 施策の体系

施策の柱	施策
①ごみの減量・資源化の推進	4 R の推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進
	ごみに対する理解の普及
②適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理
	効率的なごみ収集・処理体制、資源化の検討
	不法投棄などの防止対策の推進

### 現状

本市の家庭系ごみ（資源を除く）の排出量は、人口が年々微減していく中で、減少傾向が続いており、1人1日当たりのごみ排出量については、目標値 480g に対し、2022（令和 4）年度時点で 559g となっています。

資源化率（ごみの総排出量に対して資源としてリサイクルされた量）は、下落傾向が続いており、目標値 17.5% に対し、2022（令和 4）年度時点で 12.8% となっています。

ごみ処理費用は 2021（令和 3）年度時点で年間約 35.6 億円かかっています。

ごみ焼却施設の老朽化に伴う新たな施設整備にあたり、ごみ処理費用の縮減や更なる環境負荷低減のため、稲沢市と共同での施設整備計画の策定を進めています。

## 課題

家庭系ごみについては、2021（令和3）年度に実施した「可燃ごみ」の組成調査によると生ごみが約32.3%、そのうち手つかず、未開封食品が約3.5%含まれていました。また、8.6%が再生利用可能な紙類で占められているなど、更なるごみ減量につながる調査結果が得られました。

同様に、2022（令和4）年度に実施した「不燃ごみ」の組成調査によると、プラスチック製容器包装や空き缶、金属類等が18.8%含まれており、本来資源として処理されるものが不燃ごみに混入しているという調査結果が得られました。

またリチウムイオン電池\*の混入によりリサイクル施設で火災が発生し、ごみ処理体制が一時休止となり、多額の復旧費用を要する事態となりました。

このような状況から、本市としては、ごみの分別ルールの徹底など、家庭系ごみの更なる減量や資源化率の向上に向けた取組を推進する必要があります。

## 将来像

市と市民や事業者が協働して、4Rをより一層進めており、環境負荷の少ない廃棄物処理により、効果的で効率的に資源を循環するまちとなっています。

製品やサービスが設計段階から廃棄物を出さないようにデザインされており、製造・流通・販売・消費・使用・廃棄などのライフサイクル全般において資源投入量を抑え、製品や資源を循環させ続ける循環型経済\*が構築されています。

## 指標

指標	現状 〔基準値〕 (基準年度)	目標										指標の説明	関連計画
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
【達成指標】 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	559 g (2022年度)	480 g										年間の家庭系ごみ搬入量／年間日数／人口	第7次総合計画、一宮市一般廃棄物処理基本計画
資源化率	12.8% (2022年度)	17.5%										資源化量(収集資源・町内回収資源・集団回収・拠点回収・中間処理)／年間の【ごみ搬入量+資源回収量】	第7次総合計画、一宮市一般廃棄物処理基本計画
最終処分場*の利用可能残余年数	8年1ヶ月 (2023年度)	3年1ヶ月										前年度末処分場残容量 (m <sup>3</sup> ) ／各年度埋立予定量 (m <sup>3</sup> )	第7次総合計画
ごみの適正な分別リサイクルが行われていると思う人の割合	78.1% (2022年度)	増加										第7次一宮市総合計画の施策6「ごみを適正に処理し資源のリサイクルを推進します」の「市民の体感指標」	第7次一宮市総合計画

## 施策の内容

### ①ごみの減量・資源化の推進

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
4 R の推進	4 R の取組を進め、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。  4 R とは【52 ページのコラム参照】 リフューズ＝発生回避 リデュース＝発生抑制 リユース＝再利用 リサイクル＝再生利用	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶・金属類の分別収集を実施	○	○	○
		家庭から排出される小型家電や古紙、古着等の回収を実施			
		リユースサイト「おいくら」と連携し、不用品の再利用を推進			
家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進	市民・事業者向けに分別・減量・資源化を推進します。	啓発・情報発信の推進	○	○	○
		生ごみの減量と水切りの推進			
		事業者自身の排出抑制と処理責任の徹底			
		事業系生ごみ、紙類のリサイクルの推進			
ごみに対する理解の普及	市民向けのイベント等を開催します。	施設見学、イベントによるごみに対する理解の促進	○		○
		市民を対象とした出前講座の開催			

## ②適正処理の推進

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
安定的な廃棄物収集・処理	体制の構築や維持管理の確保を行います。	安定した収集運搬体制の構築			
		現有施設の安全な運転体制と維持管理の確保		○	○
		最終処分場の適正な維持管理			
効率的なごみ収集・処理体制、資源化の検討	収集・処理体制の検討を行います。	効率的な収集体制の構築			
		施設事故が発生した場合の処理体制の確保		○	○
		最終処分場の延命化及び次期施設の整備			
不法投棄などの防止対策の推進	啓発、監視、関連機関との連携を行います。	広報、市ウェブサイト等による啓発			
		パトロールによる監視強化			○
		警察等関連機関との連携			

## 【コラム】食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

日本では年間約 523 万トンの食品ロスが発生しており、これは国民 1 人あたりお茶碗 1 杯分 (約 114g) の食べ物を毎日捨てていることになります。食料の多くを輸入に頼る一方、たくさんの食べ物を捨てているのです。

食品ロスは食品メーカーや小売店など様々な場所で発生しますが、そのうち約半分は家庭から発生しています。食品ロスを削減して、環境にも家計にもやさしい生活をしてみませんか。



出典：農林水産省及び環境省「令和 3 年度推計」

## 主な役割

実施主体	主な役割
市民	マイバッグやマイボトルを持参して、不要・過剰な包装は断ります。
	買い物時から使用時まで食品ロスを出さないように意識します。
	詰め替え商品の活用など、再利用することを心がけます。
	分別を徹底することで資源化を進めます。
事業者	使い捨ての商品の使用抑制に努めます。
	生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制に努めます。
	本体や部品の再利用がしやすい製品の製造や、使用済部品の再利用に努めます。
	事業活動で生じた廃棄物は、自己の責任において、適正に処理又は資源化に取り組みます。
行政	分別収集を実施し、資源化を推進します。
	リユースサイトと連携し、再利用を推進します。
	食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を推進します。
	講座の開催、施設見学やイベントの実施によりごみに対する理解の普及に努めます。
	安定的な収集・処理体制を確保します。
	啓発やパトロールにより不法投棄防止対策を推進します。

## 関連計画・個別計画

第7次一宮市総合計画

一宮市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理実施計画

一宮市地域防災計画

一宮市災害廃棄物処理計画

一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）

## 関連法令

循環型社会形成推進基本法  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ごみゼロ

### 【コラム】いちのみや530作戦実施中！

1人1日53グラムのごみ減量にチャレンジしてみましょう！

なぜ必要なの？

今すぐ始めないと近い将来にごみの埋め立て場所がいっぱいになってしまいます。

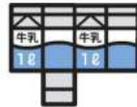
ごみの重さって何グラム？



6グラム



7グラム



30グラム



7グラム

どうして53グラムなの？

小さなことから気軽に始め、毎日無理なく続けていくために53グラムという少ない重さにしました。

また「ごみ」 = 「<sup>ごみ</sup>53」で覚えやすいからです。

## 【コラム】ごみを減らすためにできること

ごみを減らすキーワードは4つの「R」です。



1. Refuse (リフューズ)  
不要なものは断る (発生回避)



2. Reduce (リデュース)  
ごみを減らす (発生抑制)



3. Reuse (リユース)  
繰り返し使う (再利用)



4. Recycle (リサイクル)  
資源化する (再生利用)

資源を再生利用する「Recycle(リサイクル)」。一番聞き慣れた言葉かもしれませんが、資源物の収集運搬費用や再資源処理化に燃料を要するなど、新しいものを作るよりも、多くの費用とエネルギーが消費されている場合があります。

そのため、実は「Recycle(リサイクル)」は4Rの中では最後の手段になります。

ごみを減らすためにはごみとなるものを持ち込まないことが基本です。しかし、いまずぐに生活に取り入れることは難しいかもしれません。

無理なくできることから1つずつはじめてみましょう。

## 環境目標 5 環境意識の向上



### 施策の体系

施策の柱	施策
①環境教育・環境学習の推進	環境情報の発信と提供
	環境学習の機会の提供
	環境リーダーの育成
②環境保全活動の充実	環境美化の推進
	協働に向けた体制の強化

### 現状

環境問題が多様化する中で、持続可能な社会づくりのために、環境学習はとても重要な土台となるものです。

環境問題に関心を持ち、その責任と役割を理解した環境保全活動に参加できる人材の育成が求められています。また、環境問題に市全体で取り組んでいくためには、子どもから大人まで、各世代にわたり環境についての興味や知識を持つことが重要です。2022（令和4）年度の第7次一宮市総合計画等に関する市民アンケート調査では、次世代に引き継ぐべき環境に対して、何らかの責任や役割を意識している市民の割合は、53.2%でした。

「エコハウス138」は環境学習の拠点として、環境学習講座やビオトープ園にて自然観察会を開催しているほか、環境に関する数多くの図書や資料が設置されています。また、「環境センター」、「佐千原浄水場」、「衛生処理場」などにおいて、見学を受け入れており、環境問題についての学習の場となっています。

## 課題

環境に関する情報を収集・提供し、市民意識の向上を図る必要があります。また、環境問題を学習できる機会や活動の場を提供することが必要です。

市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進するため、幅広い世代が環境を学び、実践するための取組が求められています。

人口減少や急速な少子高齢化が進行することから、環境活動の新たな担い手となる次世代リーダーの育成が求められています

環境学習の拠点である「エコハウス138」をはじめとした公共施設が市民に十分認知されていないことから、市民がより活用できるよう働きかける必要があります。

## 将来像

いつでもどこでも環境について学べ、環境に対する意識が高められるまちをつくれます。また、環境活動リーダーなどの人材が育ち、環境活動に取り組みやすいまちをつくれます。

環境負荷の少ない生活、環境に配慮した行動を実践し、「エコハウス138」を中心とした環境関連施設を活用し、身近な場所で環境教育・環境学習ができるまちをつくれます。

市民、事業者、大学等研究機関、行政等が協働しているとともに、協働を促進する制度の活用により、持続可能な環境保全活動に取り組むための体制を強化します。

## 指標

指標	現状 〔基準値〕 (基準年度)	目標										指標の説明	関連計画
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
【達成指標】 環境関連講座 等開催回数	55回 (2022年度)	80回										環境に関する 講座等の開催 回数	第7次総合 計画
エコスクール 運動*参加者の 環境意識向上 度	89.1% (2022年度)	92.0%										エコスクール 運動に参加し た方の環境意 識の向上度	第7次総合 計画
環境関連講座 等への参加者 の満足度	97.5% (2022年度)							維持				環境関連講座 等におけるア ンケートの結 果	
環境問題を学 習したり講座 等を受講した ことがある人 の割合	19.8% (2022年度)							増加				第7次一宮市 総合計画の施 策8「環境教育 を推進します」 の「市民の体感 指標」	第7次総合 計画

### 【コラム】子ども環境イベント～エコフェス～

本市では、エコハウス138を会場として次世代を担う子どもたちに環境問題に関心を持ってもらう機会を設け、「自ら気づき、考え、行動する力」を養い、課題に取り組むリーダーの育成を図るため、環境月間の一環として「子ども環境イベント～エコフェス～」を開催しています。

内容は、環境についてのパネルや環境クイズでわかりやすく環境について学ぶことができる展示コーナー、環境をテーマとしたラジオ収録の体験、SDGsをテーマにしたミュージカルの公演など子どもたちが楽しみながら環境について学べるコンテンツを用意しています。



展示コーナーの様子



ラジオ収録体験の様子

## 施策の内容

### ①環境教育・環境学習の推進

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境情報の発信と提供	市民の環境保全に対する関心を高め、わかりやすい情報発信に努め、広報の充実を図ります。 幅広い世代の市民へ環境学習に関する情報を提供します。	環境センターニュースによる情報発信 インターネットや SNS 等の活用 子ども向け環境イベント～エコフェス～の開催 イベントによる環境・脱炭素に対する理解の促進	○		○
環境学習の機会の提供	学校等における出前教室や環境講演会の開催など、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、多様な学習機会の提供に努めます。 各世代に応じた環境教育や環境学習の取組の強化を図ります。	講座の開催 ・緑のカーテン講座 ・環境学習講座 ・子ども環境体験講座 ・エコハウス138環境学習講座 幼児環境教育への支援	○	○	○
環境リーダーの育成	次世代のリーダーの育成に取り組めます。また、地域における環境保全の担い手としての人材の発掘・育成に努めます。	こどもエコクラブ*への登録の推奨 エコスクール運動の推進	○		○

### ②環境保全活動の充実

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境美化の推進	市民や企業などと協働し、環境美化を推進します。	環境保全・ごみ散乱防止等推進啓発	○	○	○
協働に向けた体制の強化	市民・市民団体等と連携・協働して実施する清掃・美化活動、緑づくりなどの環境活動への支援を行います。 市民団体が開催する環境学習や環境イベント等への支援を行います。	ボランティア袋の提供 まちづくり活動への支援 ・市民活動サポート補助金事業 市政への参加の仕組みづくり ・アダプトプログラム*の推進	○	○	○

## 主な役割

実施主体	主な役割
市民	地域の環境保全活動に参加します。
	環境問題に関心を持ち、家族など身近な人と環境について話をします。
	環境にやさしいライフスタイルを実践します。
事業者	地域住民と協力し、環境保全活動に努めます。
	環境問題に関心を持ち、事業所の環境情報の公開に努めます。
	環境にやさしい事業活動を行います。
行政	地域の環境保全活動を支援します。
	環境問題等に関する情報の発信と提供に努めます。
	環境にやさしい活動を実践するとともに、普及啓発を行います。

## 関連計画・個別計画

第7次一宮市総合計画

いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030

## 関連法令

環境基本法

環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律

## 【コラム】緑のカーテン

緑のカーテンとは、アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」です。

本市では、2007（平成19）年度から、市内の小・中学校や保育園をはじめ、多くの公共施設に緑のカーテンを設置しています。



また、小学生を対象に緑のカーテンを通して、地球温暖化について学ぶ「緑のカーテンについて考えよう講座」を開催しています。住宅模型を使用し、緑のカーテンを設置した建物と設置していない建物の室温の差を調べることで、緑のカーテンの効果を確認することができます。この講座によって、地球温暖化防止のためにエコライフを実施するきっかけとなることを期待しています。



なお、本事業には、「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業の補助金」や「一宮市レジ袋有料化及びマイバッグ等の持参促進に関する協定締結企業からの寄附金」の一部が充てられています。

## 【コラム】 デコ活

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比46%削減）の実現に向け、環境省が中心となって展開している国民運動です。

「デコ活」は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らす「(DE) 脱炭素 (Decarbonization)」と、環境に良い「エコ (Eco)」を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2023（令和5）年7月13日に約8,200件の応募から選ばれました。

### デコ活アクション

デ	<b>電気も省エネ 断熱住宅</b> (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
コ	<b>こだわる楽しさ エコグッズ</b> (LED・省エネ家電などを選ぶ)
カ	<b>感謝の心 食べ残しゼロ</b> (食品の食べ切り、食材の使い切り)
ツ	<b>つながるオフィス テレワーク</b> (どこでもつながれば、そこが仕事場に)



「デコ活」は、2022（令和4）年10月25日に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」として始まりました。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国、自治体、企業、団体、消費者等の各主体が、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

本市においても、2023（令和5）年9月に「デコ活宣言」を行いました。「デコ活」の推進により、市民の行動変容、ライフスタイル変革を後押しし、脱炭素社会における豊かな暮らしの実現を目指します！



出典：環境省ウェブサイト

## 【コラム】あなたが選ぶクールチョイス

2023（令和5）年5月に開催された第29回いちのみやリバーサイドフェスティバルに「よく分かる地球温暖化防止教室」を出展し、「あなたが選ぶクールチョイス（環境に配慮した賢い選択）」アンケートを行いました。

### アンケート結果

- 1 打ち水で涼しく過ごす。 429 票
- 2 日傘を使って、涼しく過ごす。 321 票
- 3 体を冷やす夏野菜。夏がくれた優しさだ。 309 票



日頃から環境に配慮した賢い選択をしていただくことで、持続可能な住みやすい環境に近づいていきます。

なお、COOL CHOICE（クールチョイス）\*をはじめ、これまで国が実施してきた国民運動は、「デコ活」に移行しました。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画を適切に推進していくためには、市民、事業者及び市（行政）がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して取り組む必要があります。

そのためには、本市の推進体制を整備するとともに、市民・市民団体や他の行政機関（国・県・他市町村）などが幅広く参加、連携する体制を確立していきます。

#### 【一宮市環境基本条例（抜粋）】

（市の責務）

**第4条** 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

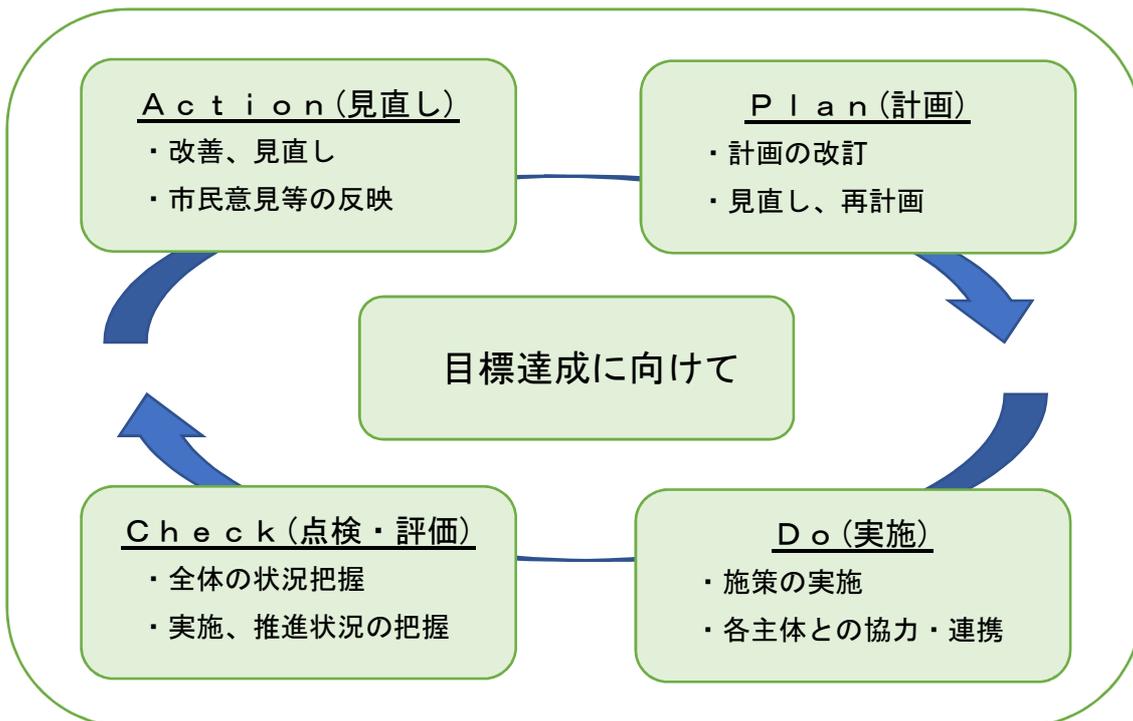
（市民の責務）

**第6条** 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 2 計画の進行管理

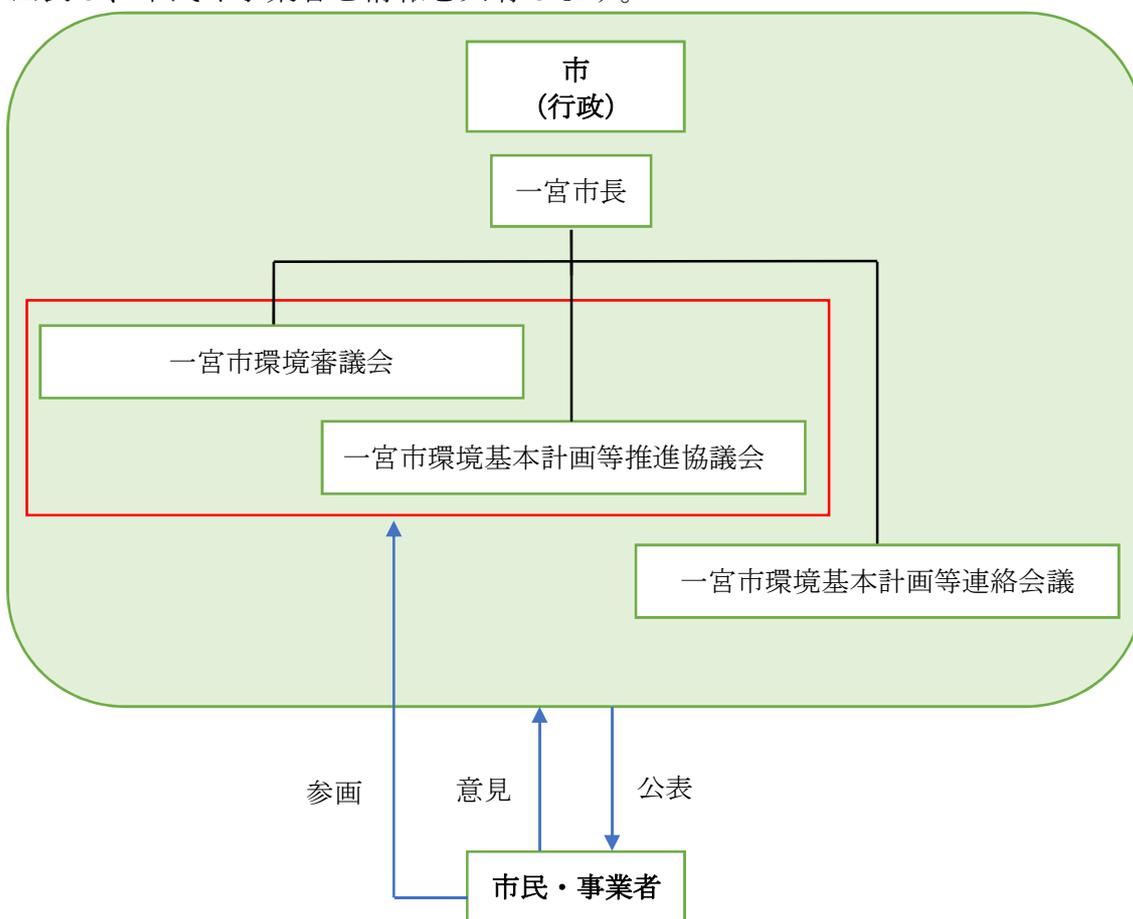
本計画は、「組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組み」である「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCA サイクル」を基本とした進行管理を行います。



本計画の進捗状況については、毎年、「一宮市環境審議会」において評価を行います。なお、評価を行うにあたり、「一宮市環境基本計画等連絡会議」において連絡調整を行うとともに、「一宮市環境基本計画等推進協議会」へ報告し、意見を求めます。

組織	主な役割	委員の構成
一宮市環境審議会	環境の保全等に関する基本的事項の調査審議	市議会議員 学識経験者 市民 事業者 市長が必要と認める者
一宮市環境基本計画等推進協議会	環境基本計画の推進及び進行管理	学識経験者 市民 事業者 市職員（関係部次長等）
一宮市環境基本計画等連絡会議	環境基本計画の推進及び進行管理に関する連絡調整	市職員（関係課長等）

また、一宮市環境審議会における評価結果については、市ウェブサイト等で公表し、市民や事業者と情報を共有します。



## 第6章 参考資料

### 1 計画の策定経過

省略

### 2 一宮市環境基本条例

平成 16 年 3 月 24 日 条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策（第 22 条・第 23 条）

第 4 章 一宮市環境審議会（第 24 条—第 29 条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

**第3条** 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。

(4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

**第4条** 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

**第7条** 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

**第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
  - (2) 環境の保全等に関する施策
  - (3) 環境の保全等に関する行動指針
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画の推進）

**第9条** 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

（規制の措置）

**第10条** 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

**第11条** 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

**第12条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

**第13条** 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

**第14条** 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。  
(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

**第15条** 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。  
(市民等の自発的な活動の支援)

**第16条** 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

**第17条** 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

**第18条** 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第19条** 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

**第20条** 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

**第21条** 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### **第3章 地球環境保全の推進のための施策**

(地球環境保全に資する施策の推進)

**第22条** 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

**第23条** 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### **第4章 一宮市環境審議会**

(一宮市環境審議会の設置)

**第24条** 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

**第25条** 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期等）

**第26条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第27条** 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

**第28条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（審議会の運営に関する事項）

**第29条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）」に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

付 則（令和2年12月21日条例第79号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 3 用語説明

【あ行】

います。

#### アスベスト

天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いいため、様々な工業製品で使用されてきました。吸入による健康被害が確認され、現在では製造・使用等が禁止されて

#### アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは、養子にするの意味で、住民や企業がボランティアとして、道路や公園などを自らの養子とみなし、愛情と責任を持って定期的に清掃・美化などを行

なうことをいいます。

### 一級河川

国土の保全または国民の経済上の観点から、特に重要な水系（水源から河口までの本流とそれに流れ込む支流をまとめて呼ぶもの）として、国土交通大臣が指定した河川になります。

### 一酸化炭素（CO）

有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物です。自動車の排気ガスなどから排出され、交通量の多い道路や交差点近くで高濃度になりやすい物質です。酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすいため、人が吸うと体内の酸素運搬作用を阻害し、中毒を起こします。

### エコスクール運動

一宮市が市内小中学校を対象に実施している事業で、学校生活の中で、資源の有効利用や環境負荷の低減など「地球にやさしい学校づくり」を目指した取り組みを通じて、児童・生徒の環境意識を高めようとする運動です。

### エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや急加速・急ブレーキの少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけた運転のことです。

### 尾張西部生態系ネットワーク

尾張西部地域において「生態系ネットワークの形成（生き物の生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること）」を推進

するため、行政、民間等多様な団体が構成されている団体です。

### 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことをいいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）のほか、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）を加えた7ガスが削減対象の温室効果ガスと定められています。

### 【か行】

#### 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあります。

#### 合併処理浄化槽

微生物の働きなどを利用し、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）を浄化して放流するための設備で、河川の水質に与える影響を減らすことができます。

#### 気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化を指します。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もありますが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼です。

### 国指定天然記念物

文化財保護法に基づき、学術上貴重であり、わが国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物、そしてそれらに富む天然保護区域を指します。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入しようとする事です。

### 外来種

本来生息・生育していなかった場所へ人間によって運ばれ、人間の管理下でない生き物のことを指します。

### 公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定められています。

### 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線の作用を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称です。

### 光化学スモッグ

光化学オキシダントによって、白いモヤのようなものが生じた状態を言います。4月から10月にかけて、気温が高くなり、日差し

が強く、風が弱い日に発生しやすいと言われる、目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発します。

### こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。地域における子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちの自然を大切に思う心や、自ら環境問題を解決する力を育成することを目的としています。

### 【さ行】

#### 最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分されておりこの施設を最終処分場といいます。光明寺最終処分場に不燃物の一部を埋め立てています。

#### 再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギーの総称で、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがエネルギー源として規定されています。

#### 在来種

在来種とは、昔からその地域にいた生き物のことを指します。

#### さわやかエコスタイル

施設や季節の状況にあわせて、ノーネクタイ等の軽装や重ね着などの工夫で、冷暖房の過度な使用を抑える取り組みのことをいいます。

### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などの、環境に配慮した自動車のことをいいます。

### 島畑

一筆の水田内部に島状に畑地としている様から、そのように呼ばれる農業景観で、水利不利条件の克服のため、導水できる高さまで土地を掘り下げ、副次的に出る残土を積み上げ、畑地として利用したものです。かつては日本全国で確認できましたが、灌漑・圃場整備が進むにつれ減少しています。

### 市民農園・健康農園

野菜や草花の栽培を通して自然に親しんでいただくため、市民に農園を提供しています。健康農園は、高齢者の健康保持のため、高齢者を対象に提供しています。

### 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための法律で、生物多様性国家戦略の策定や国が講ずべき施策などが定められています。地方公共団体の責務として、生物多様性地域戦略の策定に努めるとともに、国の施策に準じた施策等を実施するものとしています。

### 循環型経済（循環経済、サーキュラー・エコ

### ノミー）

資源や製品を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システムで、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組に加え、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動をいいます。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では、製品などが廃棄物となることを抑制したり、不要となった製品などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいいます。

### 【た行】

### ダイオキシン類

特定の物質のことではなく、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の三つをまとめた有機塩素化合物の総称を言います。分解されにくいため、川底や土壤に留まりやすい性質を持っています。ヒトに対する発がん性がありますが、耐容一日摂取量(TDI 人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)は4pg-TEQ/kg 体重/日であると定められています。日本人の一般的な食生活で取り込まれるダイオキシン類の量を厚

生労働省が毎年公表しており、TDI を下回っています。

### 脱炭素社会

地球温暖化の要因となる二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す社会のことを指します。

### 単独処理浄化槽

微生物の働きなどを利用し、し尿を浄化して放流するための設備です。

### 地域経済循環

地産地消と消費者の消費行動を連動させ、地域外から獲得した資金を地域内で循環させることで、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造を構築することをいいます。

### 地域循環共生圏

「地域循環圏」と「自然共生圏」の考え方を包含するもので、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律で、温室効果ガスの排出量の削減のための個別施策として、政府・地方公共団体実行計画の策定や温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付けるなどを定めています。令和3年5月の改正により、2050年カーボ

ンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を位置づけ、地域脱炭素化を促進するための計画・認定制度などが新設されています。

### 地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された産物を地域で消費するという考え方により行われている取り組みです。

### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

大気中の窒素 (N<sub>2</sub>) と酸素 (O<sub>2</sub>) が高温状態で結びついて生成する物質で、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) などのことをいいます。光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

### 沖積平野

山地から河口にかけて河川が運搬してきた土砂の堆積により、形成された平野です。

### 都市公園

都市公園とは、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し、開園したものを指します。

### 【な行】

### ナゴヤダルマガエル

日本固有種で、東海から近畿、中国地方に分布します。トノサマガエルより手足が短くずんぐりした体型です。繁殖地は主に水田で、一生を通じて低湿地で生活します。水田の消滅、及び圃場整備に伴う水田の乾燥化により減少しています。環境省レッドリス

トでは「絶滅危惧ⅠB類」に、愛知県レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅱ類」に指定されています。

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼等により発生し、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている物質です。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

ボイラーや自動車などの燃焼過程などの工程から発生し、呼吸器系の炎症などで人の健康に悪影響を与えられています。

## 【は行】

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことをいいます。

### ビオトープ

ドイツ語のB i o (生物)とT o p e (空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息・生育空間のことです。人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として造り出したものを指す場合もあります。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その大きさが2.5μm以下のものです。人が吸った場合、下気道(咽頭から肺まで)に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除されるまでの間非常に長く呼吸器系に

滞留することから健康に密接な影響を与えらるると考えられます。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm(1μmは1mmの千分の1)以下のものの総称です。工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがあり、微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

## 【ま行】

### マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみの総称で、5mm以下のものを言い、海域(環境中)に長期滞留し蓄積し、海洋生態系への影響が懸念されます。プラスチック製品や合成繊維、人工芝などが発生源とされています。

### ミズベリング138

ミズベリングとは、かつて賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい可能性を創造していく国土交通省が推進するプロジェクトです。ミズベリング138として、一宮市も取り組んでいます。

## 【ら行】

### リチウムイオン電池

正極と負極を持ち、その間をリチウムイオンが移動することで充放電を行う繰り返し使うことのできる電池で、多くの電気製品

や自動車で使われています。衝撃が加わって変形・破損すると発火し、火災が発生する恐れがあるため、廃棄の際には適切な分別が必要です。

### レッドデータブックあいち 2020

愛知県内において、希少な野生生物を保護し、生物多様性の保全を図っていくため、絶滅のおそれがある野生生物の分布状況や生息・生育状況をまとめたものになります。

### 【英数字】

#### COOL CHOICE(クールチョイス)

CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

#### IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

1988年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立されました。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を、政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とします。

#### ZEB(Net Zero Energy Building)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上

で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことをいいます。なお、一次エネルギーとは、化石燃料、太陽光など自然から得られるエネルギーのことです。エネルギーの多くが一次エネルギーを加工して得られる二次エネルギー(電気、ガス等)として使用されますが、一次エネルギー消費量に換算することで、建築物のエネルギー消費量の合計を計算できるようになります。

#### ZEH(Net Zero Energy House)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことをいいます。